

令和5年度
(2023年度)

専攻科学生便覧

(電子情報通信工学専攻)



独立行政法人国立高等専門学校機構
香川高等専門学校詫間キャンパス

目 次

第1章 本校の使命、目的等

I. 本校の使命.....	1
II. 本校の教育目的.....	1
III. 専攻科のアドミッションポリシー（求める学生像）.....	1
IV. 電子情報通信工学専攻の育成しようとする技術者像.....	1
V. 電子情報通信工学専攻の教育目的.....	2
VI. 電子情報通信工学専攻の学習・教育到達目標、学習成果、達成度基準.....	2

第2章 専攻科の概要

I. 専攻科の概要.....	5
1. 専攻の名称.....	5
2. 専攻科の設置目的.....	5
3. 専攻科の修業年限.....	5
4. 専攻の学生定員.....	5
5. 専攻科の入学資格.....	5
6. 専攻科の制度と目標.....	6
II. 専攻科の教育方針と目的.....	6
1. 専攻科電子情報通信工学専攻の教育方針.....	6
2. 専攻科電子情報通信工学専攻の教育課程の編成方針、特色、履修方法等.....	7
III. 専攻科の学習・教育到達目標と教育課程の特色.....	7
1. 専攻科の学習・教育到達目標.....	7
2. 教育課程の特色.....	8
IV. 国際交流.....	9
1. 実用的なコミュニケーション手段の修得.....	9
2. 外国への派遣研修.....	10

第3章 教務関係

I. 履修に関すること	11
1. 科目の単位と履修時間数.....	11
2. 講義時間割.....	11
3. 休講・補講.....	11
4. 専攻科修了のための単位修得.....	11
5. 履修届.....	12
6. 試験と単位の認定.....	12
7. 追試験.....	12
8. 再試験.....	12
9. 再履修.....	12
10. 学士（工学）号の取得.....	12
II. 香川大学の科目の受講に関するこ	12
III. 研究記録に関するこ	13
1. 研究記録の必要性.....	13
2. 研究記録のつけ方.....	13
IV. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構関係.....	14
1. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構.....	14
2. 学位授与申請.....	14
V. 就職と進学に関するこ	15
1. 就職.....	15
2. 大学院進学.....	15
VI. 学籍に関するこ	15
1. 休学、復学及び退学等.....	15
2. 身上異動届等.....	16

第4章 履修要覧

I. 授業科目学年配当表.....	17
-------------------	----

電子情報通信工学専攻.....	17
II. 履修の手引き.....	18
1. 選択科目的履修.....	18
2. 履修科目の決定.....	19

第5章 学生心得

I. 専攻科学生心得.....	33
1. 生活一般について.....	33
2. 校内生活について.....	33
(1) 授業時間等	
(2) 欠席等	
(3) 試験	
(4) 学生証	
(5) 連絡方法	
(6) 施設・設備などについて	
(7) 寝内への立ち入り禁止について	
(8) 所持品について	
3. 自然災害（台風等）による休校について.....	34
4. 服装について.....	34
5. 不要物品の校内持ち込みについて.....	34
6. 飲酒・喫煙について.....	34
7. 賭博行為について.....	34
8. 校外生活について.....	34
9. 通学方法について.....	34
10. バイク通学許可基準.....	35
11. 運転免許取得について.....	36
12. 諸手続一覧について.....	36
教務関係	
(1) 交付を受けるもの	
(2) 提出又は届出（願出）によるもの	
学生支援関係	
(1) 交付を受けるもの	
(2) 提出又は届出（願出）によるもの	
寮生支援関係	
(1) 交付を受けるもの	
(2) 提出又は届出（願出）によるもの	
13. 諸納金一覧.....	38
14. 図書館の利用.....	38
15. 情報基盤センターの利用.....	38

第6章 福利厚生

1. 奨学制度.....	39
2. 授業料等の免除.....	39
3. 各種相談制度.....	39
4. 日本スポーツ振興センターについて（災害共済給付制度）.....	40
5. 学校学生徒旅客運賃割引証について.....	41
6. 通学定期券.....	41
7. 福利施設の利用.....	42

第7章 諸規則

I. 香川高等専門学校学則.....	43
II. 香川高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程.....	57
III. 香川高等専門学校イノベーション創造型連携教育プログラムの 履修等に関する規程.....	64
IV. 独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項.....	73
V. 専攻科学会発表等支援申し合わせ.....	76

年間行事予定表

第1章 本校の使命, 目的等

I 本校の使命

本高専は、「豊かな人間性を有し創造力に富む実践的な技術者の育成」と「地域における知の拠点としての社会貢献」を使命として掲げ、教育研究基盤並びに管理運営基盤の強化を図り、創造力に富む実践的な技術者を育成するとともに香川県の産業界や行政と連携を深めて地域の活性化に貢献する。

II 本校の教育目的

本高専では次のような技術者を養成することを目的とする。

- 1 広い視野を持ち、自然との調和を図り、人類の幸福に寄与できる技術者を養成する。(倫理)
- 2 科学技術の基礎知識と応用力を身につけ、時代の変遷に対応できる技術者を養成する。(知識)
- 3 課題解決の実行力と創造力を身につけ、社会に有益なシステムを構築できる技術者を養成する。(実行力)
- 4 物事を論理的に考え表現する能力を身につけ、国際的に活躍できる技術者を養成する。(コミュニケーション能力)

III 専攻科のアドミッションポリシー（求める学生像）

香川高専専攻科では、科学技術創造立国を目指す我が国において、分析・解析能力、創造的課題解決能力及び研究開発能力を身につけ、様々な産業分野において指導的役割を担える創造性豊かな実践的技術者を社会に送り出すとともに、共同研究等を通して地元産業、地域社会への積極的な貢献を行うこと目的としています。

そのために専攻科では、次のような学生を求めています。

電子情報通信工学専攻

- 1 技術者を目指す者としての倫理観と責任感がある人
- 2 電子情報通信分野の基礎を修得した人
- 3 研究や開発に主体的に取り組む意欲がある人
- 4 国際コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身につけた人

IV 電子情報通信工学専攻の育成しようとする技術者像

1. 技術者としての責任を自覚し、人類の福祉に貢献できる倫理観を身につけた電子情報通信分野における実践的高度開発型技術者
2. 技術者としての基礎知識を身につけ、高度な関連技術を修得し、広い視野を持つて技術の発展に対応できる技術者
3. 与えられた課題を達成する手段を設計し、粘り強く問題解決に取り組むことができる技術者

4. 情報機器を活用して情報収集や情報分析、文書作成、口頭発表ができ、日本語及び英語で共同作業ができる技術者

V 電子情報通信工学専攻の教育目的

電子情報通信工学専攻では、IVの1~4に掲げる技術者を養成することを教育目的とする。

VI 電子情報通信工学専攻の学習・教育到達目標、学習成果、達成度基準

電子情報通信工学専攻の学習教育到達目標、学習成果、達成度基準を、下記の表は示しています。学習教育到達目標は専攻科修了時に身に付けておくべきもので、この学習教育到達目標を達成したときに身に付く能力や姿勢が学習成果です。身に付くといつても程度がありますので、そのレベルを示したものが達成度基準です。これらの、学習教育到達目標、学習成果、達成度基準は、各教科のシラバスに、学習到達目標がどれに対応するか記号で示されております。学習するときに、シラバスに書かれている学習到達目標が、この表の学習教育到達目標との学習成果に対応し、そのレベルを目指しているかを知って、しっかり学んでください。

A～E：学習・教育到達目標、A1～E7：学習成果、A1 1)～E7 2)：達成度基準

[教育目的1] 広い視野を持ち、自然との調和を図り、人類の幸福に寄与できる技術者を養成する。(倫理)

A 技術者としての責任を自覚し、人類の福祉に貢献できる倫理観を身に付ける。

A1 技術者としての責任を果たす能力（技術者倫理規定）

- 1) 安全で有用な作ることの大切さを知っている。(技術者の使命)
- 2) 環境を保全しつつ地球資源を有効に活用することの大切さを理解している。(環境)
- 3) 人間同士の相互了解を確認しあうことの大切さを知っている。(歴史、文化)
- 4) 生命を尊重し、自他の幸福を願う姿勢が身についている。(人倫)

A2 人類の福祉に貢献できる能力（文化、社会及びその歴史）

- 1) 技術者は公衆に対して責任を負う立場にあることを知っている。
- 2) 技術者は有用で安全な技術を提供しなければならないことを知っている。
- 3) 技術の有用性とリスクを示すことができる。
- 4) 公衆の安全を最優先する姿勢を身に付けています。

A3 物事の良し悪しを根拠を示して判断できる能力

- 1) 事例において、何が問題か説明できる。
- 2) 事例を通して、他者の体験をわがものとしている。
- 3) 公衆の安全、福祉、健康及び環境保全を優先して判断できる。
- 4) 判断を多様な価値観から評価できる。

[教育目的4] 物事を論理的に考え表現する能力を身につけ、国際的に活躍できる技術者を養成する。(コミュニケーション能力)

B 日本語及び英語で共同作業を良好に行うことができる。

B1 相手の意図を理解できる能力

- 1) 日本語及び英語で相手の発言を正しく理解しようという態度を持っている。
- 2) 日本語及び英語で発言の内容を文法や語彙の面から正しく聞き取り、理解できる。
- 3) 日本語及び英語で対話の状況と内容から、相手の意図を正しく理解できる。

B2 自分の考えを相手に伝える能力

- 1) 日本語及び英語で自分の考えを相手に正しく伝えようという態度を持っている。
- 2) 日本語及び英語で自分の考えを文法や語彙の面から正しく相手に伝えることができる。
- 3) 日本語及び英語で自分の考えが相手に正しく伝わったことを確認できる。

B3 役割を分担し、相互に協力して作業できる能力

- 1) 作業の目的を知っている。

- 2) 自分の役割を理解できる。
- 3) 分担の作業を遂行できる。
- 4) 助け合いながらお互いの作業を進めることができる。
- 5) 話し合って個々の役割を決めることができる。

[教育目的4] 物事を論理的に考え表現する能力を身につけ、国際的に活躍できる技術者を養成する。(コミュニケーション能力)

C 情報機器を活用して情報収集や情報分析、文書作成、口頭発表ができるようになる。

- C1 情報機器を活用して情報収集ができる能力
 - 1) WEB検索ができる。
 - 2) 電子メール、ファイル転送ツールを使用できる。
 - 3) 収集したデータを管理できる。
- C2 情報機器を活用して情報分析ができる能力
 - 1) 表計算ができる。
 - 2) 表、グラフの作成ができる。
- C3 情報機器を活用して文書作成ができる能力
 - 1) ワープロを用いて文書を作成できる。
 - 2) 図表を含む文書を作成できる。
 - 3) 数式を含む文書を作成できる。
 - 4) 作図ツールを使って図を作成できる。
- C4 情報機器を活用して口頭発表ができる能力
 - 1) 時間配分が適切である。
 - 2) 理解しやすい構成になっている。
 - 3) 聞き取りやすい話し方ができている。
 - 4) 情報機器を使って発表できている。
 - 5) 簡潔に表現できている。
 - 6) 図表を適切に用いている。
 - 7) 目的と成果を要約して説明できている。
 - 8) 質問に適切に回答できている。

[教育目的2] 科学技術の基礎知識と応用力を身につけ、時代の変遷に対応できる技術者を養成する。(知識)

D 技術者としての基礎知識を身につけ、高度な関連技術を修得し、広い視野を持つて技術の発展に対応できるようになる。

- D1 数学、自然科学に関する知識
 - 1) 基本的な法則や定理を知っている。(基本的な法則や定理と説明文の対応付けができる。)
 - 2) 基本的な問題が解ける。(法則を適用できる。)
 - 3) 基本的な法則や定理を説明できる。
 - 4) 応用問題を解くことができる。
- D2 専門技術に関する知識
 - 1) 専門用語や現象・仕組みを知っている。(専門用語や現象と説明文の対応付けができる。)
 - 2) 基本的な問題が解ける。(法則を適用できる。)
 - 3) 専門用語や現象・仕組みを説明できる。
 - 4) 応用問題を解くことができる。
- D3 幅広い知識
 - 1) 学んだ知識が整理できている。
 - 2) 学んだ知識が応用されている分野を知っている。
 - 3) 学んだ知識を他の分野に応用できる。
 - 4) 技術が社会に与える影響を考察できる。
- D4 技術の変遷を予測できる能力
 - 1) 技術の歴史を知っている。
 - 2) 技術の現状を知っている。
- D5 自ら学ぶ姿勢
 - 1) 予習復習している。
 - 2) 文献調査ができる。
 - 3) 目標を立てて取り決めている。

[教育目的3] 課題解決の実行力と創造力を身につけ、社会に有益なシステムを構築できる技術者を養成する。(実行力)

E 与えられた課題を達成する手段を設計し、粘り強く問題解決に取り組むことができるようになる。

- E1 計画を立案できる能力
 - 1) 目的を言える。(課題を理解している。)
 - 2) 手順を示すことができる。
 - 3) 計画案を示すことができる。

- E2 回路又はシステムを設計できる能力**
- 1) 回路又はシステムを設計するための基礎知識を持っている。
 - 2) 設計手順, 手法を知っている。
 - 3) 設計できる。
- E3 回路を組み立てることができる能力, 又はシステムを構築できる能力**
- 1) 回路の組み立て又はシステム構築のための基礎知識を持っている。(回路部品や記述言語などの知識)
 - 2) 回路を組み立てる又はシステムを構築する手順, 方法を知っている。
 - 3) 設計どおりに組み立てる又は構築できる。
- E4 回路又はシステムの問題点を見つけることができる能力**
- 1) 回路又はシステムの正常な動作を知っている。
 - 2) 正常な動作かどうか検証できる。(予測値と実測値を比較して検証できる。)
- E5 問題点を解決できる能力**
- 1) 問題点を理解している。
 - 2) 教師の助言を受けて, 問題を解決できる。
- E6 粘り強く取り組む姿勢**
- 1) 興味を持って取り組んでいる。
 - 2) 作業状況に応じて計画を見直している。(再製作, 再構築, 再設計)
 - 3) 達成するまで粘り強く取り組んでいる。
- E7 自他の行動を判断し, チームで課題に取り組む能力**
- 1) 自己のなすべき行動を判断し, チームで課題に取り組んでいる。
 - 2) 他社のとるべき行動を判断し, チームで課題に取り組んでいる。

第2章 専攻科の概要

I. 専攻科の概要

1. 専攻の名称

香川高等専門学校 専攻科 電子情報通信工学専攻

2. 専攻科の設置目的

高等専門学校などの高等教育機関において、工学の基礎と実践的技術を習得した者に対して、さらに2年間の高度で専門的な技術・学問を教授することによって、実践的かつ創造的な研究開発能力をもつ高度な技術者を育成することを目的とする。

3. 専攻科の修業年限

2年

4. 専攻の学生定員

専攻の名称	修業年限	入学定員	収容定員
電子情報通信工学専攻	2年	18人	36人

5. 専攻科の入学資格

(1) 次の各号の一に該当するものとする。

- a. 高等専門学校を卒業した者
- b. 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができる者
- c. 短期大学を卒業した者
- d. 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- e. 外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- f. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- g. 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- h. その他本校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 社会人の受け入れ

企業等に在籍する者がさらに高度な教育を希望する場合、上記(1)に記載した各項目のいずれかに該当し、所属する企業等の長が勤務成績、人物及び健康ともに優れていると認め推薦する者に対し、門戸を開放する。特に本校の主たる教育技術である電子情報系技術の修得を希望する社会人を受け入れる。

6. 専攻科の制度と目標

高等専門学校の特色は、中学校卒業後という早い年齢段階からの5年間一貫した専門職業教育、すなわち、理論的な土台の上に実験、実技を重視する実践的技術教育であり、その教育成果は高い評価を得ている。

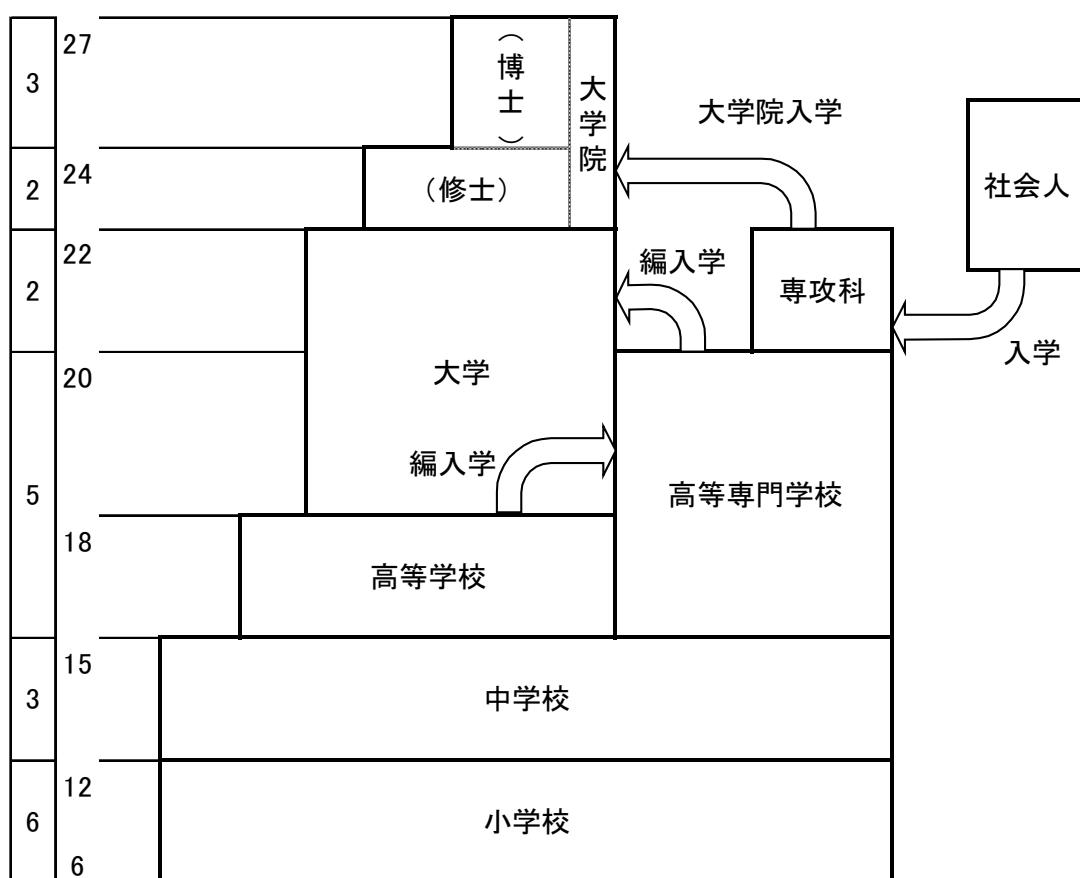
一方、社会では、グローバルな環境問題に対する広い視野と倫理観、技術の国際競争の激化から高度な技術開発能力、また、ボーダレス社会に生きるためのコミュニケーション能力など、技術者に高い要求がされるようになっている。

そこで、このような社会の変化に対応すべく高専教育にも高度な技術者を養成する専攻科が設けられた。専攻科では「精深な程度において工学に関する高度な専門知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成する」ことを目標としている。

また、高専の専攻科は大学改革支援・学位授与機構の認定を受けており、専攻科修了者は一定の要件を満たせば同機構に申請して学士（工学）の学位を取得でき、大学院への入学資格を得ることができる。

修 標
業 準
年 年
限 齢

学校制度図



II. 専攻科の教育方針と目的

1. 専攻科電子情報通信工学専攻の教育方針

電子情報通信工学専攻では、旧詫問電波工業高等専門学校校訓
志操高く、 視野広く、 身体たくましく、

基礎学力を深め、 創造的能力を磨き、
汝の使命の達成に命をかけて生きよ。

として開学から受け継がれている開校精神を技術活動指針とし、社会の要請に応じることのできる高い能力を持ち、それに加えて国際的なコミュニケーション能力と創造的技術開発能力と技術者倫理・責任自覚能力とを備えた高度開発型実践技術者を養成する。

電子情報通信工学専攻の教育方針は次のとおりである。

教育方針

- ・本科の卒業研究から継続した特別研究の実施と専門科目の学習を通じて、各専門工学領域におけるより高度な知識と素養を身につけて、高度な分析・解析力を養う。
- ・周辺分野・関連分野の知識修得と実践経験により、複合領域にも対応できる高い課題設定・課題解決能力、総合力を持った指導力ある実践的技術者を育成する。
- ・地域社会との関わりを重視し、技術者としての倫理観、責任感を養う。そのために地域連携部門との連携のもとで、地域教育機関・企業等と共同教育を行う。
- ・学内外でのプレゼンテーションの機会を多く設けて、日本語及び英語によるコミュニケーション力と国際的視野を養う。

また、電子情報通信工学専攻の入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）は次のとおりである。

電子情報通信工学専攻のアドミッションポリシー

- ・国際的視野のもとで、電子情報技術を通して社会に貢献したい人
- ・専門分野のより高度な学問を修めたい人
- ・目標に向かって努力できる人

2. 専攻科電子情報通信工学専攻の教育課程の編成方針、特色、履修方法等

電子情報通信工学専攻では、第1学年においては電子、情報、通信分野の専門科目の講義、特別研究に重点を置き、第2学年においては講義に加え、エンジニアリングデザイン教育や特別研究に重点をおいた科目配置となっている。また、周辺分野・関連分野の知識修得のために、専攻を越えて科目を履修することも可能としている。さらに、大学等で修得した単位を一定の範囲内で専攻科の修得単位として認めることもしている。

教育課程は、「教養科目」、「工学基礎科目」及び「専門科目」の3種類の科目群で構成する。

(教養科目)

「教養科目」は社会人として必要な一般教養科目をまとめたものである。「コミュニケーション英語Ⅰ」、「コミュニケーション英語Ⅱ」の4単位を必修とし、「文学特論」を選択科目とする。

(工学基礎科目)

「工学基礎科目」は専門科目の基礎となる自然科学、工学系科目をまとめたものである。「技術者倫理」の2単位を必修とし、他に10単位を選択科目として開設する。

(専門科目)

「専門科目」は「特別実験・演習Ⅰ」、「特別実験・演習Ⅱ」、「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」の合計20単位を必修科目とし、その他の「専門科目」は選択科目とする。電子情報通信工学専攻では、複合領域にも対応できる幅広い視野を持つ技術者の育成を目標にしているため、各学生の専門分野の枠を越えて選択科目を履修することを推奨している。

III. 専攻科の学習・教育到達目標と教育課程の特色

1. 専攻科の学習・教育到達目標

1：技術者としての責任を自覚し、人類の福祉に貢献できる倫理観を身に付ける。

A1 製作物の安全性と有用性、環境保全と資源の有効利用、相互了解の確認の大切さを知って、生命を尊重し自他の幸福を願う姿勢が身に付いている。（技術者としての責任を果たす能

力：技術者倫理規定)

- A2 公衆に対する責任、有用で安全な技術の提供について知り、有用性とリスクを知り、公衆の安全を最優先する姿勢を身に付けている。(人類の福祉に貢献できる能力：文化、社会及びその歴史)
- A3 公衆の安全、福祉、健康及び環境保全を優先して判断でき、判断を多用な価値観から評価できる。(物事の良し悪しを根拠を示して判断できる能力)

2：技術者としての基礎知識を身につけ、高度な関連技術を修得し、広い視野を持って技術の発展に対応できるようになる。

- D1 応用問題が解け、専門分野に応用できる。(数学、自然科学に関する知識)
- D2 応用問題が解け、実践的な問題解決に応用できる。(専門技術に関する知識)
- D3 学んだ知識を整理し、他の分野に応用でき、技術が社会に与える影響を考察できる。(幅広い知識)
- D4 技術の歴史を知り、技術の現状を知っている。(技術の変遷を予測できる能力)
- D5 予習復習でき、文献調査が、目標を立てて取り組むことができる。(自ら学ぶ姿勢)

3：与えられた課題を達成する手段を設計し、粘り強く問題解決に取り組むことができるようになる。

- E1 目的を言え、計画案を示すことができ、必要に応じて計画を改善できる。(計画を立案できる能力)
- E2 回路又はシステムの設計手順、手法を知っていて、設計できる。(回路又はシステムを設計できる能力)
- E3 設計どおりに組み立てる又は構築できる。(回路を組み立てることができる能力、又はシステムを構築できる能力)
- E4 動作チェックリストを作成でき、正常な動作かどうか検証できる。(回路又はシステムの問題点を見つけることができる能力)
- E5 問題点を理解し、助言を受けて、問題を解決できる。(問題点を解決できる能力)
- E6 作業状況に応じて計画を見直し、達成するまで粘り強く取り組むことができる。(粘り強く取り組む姿勢)
- E7 自他の行動を判断し、チームで課題に取り組むことができる。

4：日本語及び英語で共同作業を良好に行うことができ、情報機器を活用して情報収集や情報分析、文書作成、口頭発表ができるようになる。

- B1 対話の状況と内容から、相手の意図を正しく理解できる。(相手の意図を理解できる能力)
- B2 自分の考えが相手に正しく伝わったかを確認できる。(自分の考えを相手に伝える能力)
- B3 役割を分担し、相互に協力して作業できる。
- C1 情報機器を活用して情報収集ができる。
- C2 情報機器を活用して情報分析ができる。
- C3 情報機器を活用して文書作成ができる。
- C4 適切な時間配分、理解し易い構成、聞き取り易い話し方、簡潔な表現、適切な図表の使用、目的と成果の要約によって発表でき、質問に適切に回答できる。(情報機器を活用して口頭発表ができる能力)

2. 教育課程の特色

専攻科教育の特色は次の7点がある。

- (1) 社会の要請に沿った新鮮なカリキュラムでの教育
- (2) システム的な発想、把握の育成の重視

- (3) コンピュータを高度に活用する教育
- (4) 英語力、発表能力等を伸ばす教育
- (5) 人間重視の教育
- (6) 社会人への再教育機関としての機能充実
- (7) マンツーマン教育システムの指向

さらに本専攻科の教育が十分な成果を挙げるために、次の具体的な目標を掲げる。

- 電気関係学会四国支部連合大会などで、研究発表を1件以上行う。
- TOEIC を受験し、400点以上の成績を目指す。

次に、専攻における教育課程の特色を示す。

IV. 国際交流

グローバリゼーションとかボーダレス社会とかの言葉が日常生活で良く聞かれるようになって久しい。歴史を振り返ると古くから日本と外国との国際交流は行われていたが、直接係わったのは国民の一部の人達であった。

交通・通信手段の発達により、今では、国民の殆どの人達が直接外国人の人達と様々な関係を持つようになっている。また、いわゆる情報化社会になると、今までの社会とは全く構造が変わった社会が実現すると言われている。日本でも既に多くの社会の構造変化が進んでいる。その中で、島国で生きてきた多くの国民が、異文化と接して相手の文化を尊重し、友好関係を保つことが要請される状況の出現は、大きな社会の構造変化であると思う。

このような状況の下で、専攻科の学生が国際交流の経験を積むことは非常に大切なことである。そのために、本校では国際交流を促進する教育環境整備の一環として、平成17年8月に大韓民国・東洋未来大学校（旧 東洋工業専門大学）と学術交流協定を結び、以後、隔年で本校から専攻科生の派遣、韓国から学生・教員受け入れを交互に実施し、学生交流を中心とした実質的な交流を行ってきた。平成23年夏には、この協定を更新、学術面での交流をさらに推進する目的で、高専機構及び電気学会や電子情報通信学会などの学会から協賛を得て教育研究会を共同開催するなど、交流を深めている。

さらに、平成21年6月にベトナム社会主義共和国・ダナン工科大学、同年12月に台湾・正修科技大学、平成22年6月には大韓民国・ソウル大学工学部、同年8月にマレーシア・マラ工科大学、平成24年6月には、ニュージーランド・クライストチャーチポリテクニック工科大学、平成25年6月にはフランス共和国・カーン大学、そして平成26年8月にはタイ王国・ラジャマンガラ工科大学タンヤブリ校、平成27年3月には、タイ王国・泰日工業大学TNI、その年の12月には、フランス共和国・トゥール大学、さらに平成30年7月にはマレーシアのマレーシア科学大学、同年12月には中華人民共和国の東軟信息学院とそれぞれ学術交流協定を締結した。これにより、学生及び教職員が各自の専門分野における学術及び文化交流が可能な環境を整備し、各大学との交流を積極的に推進している。教育の高度化及び先端的な技術分野における専門性を高めるため国際会議の共催を行っている。さらに、これらの大学から教員を定期的に招聘し、専門知識を深めると共に語学力及びコミュニケーション力を磨くことを目的として、英語による専門授業の実施、学術講演会を開催している。

今後もこの活動を継続、深化させ、専攻科生が学んだことを試すことができる知的環境、及び身につけた技術を磨ける技術的学術的実践の場を提供する。学生諸君にとって、これらの活動が国内のみならず、海外でも活躍できる実践的な技術者育成の一助となることを期待している。

1. 実用的なコミュニケーション手段の修得

文化・言語の異なる人達と交流するには、まずコミュニケーション手段の修得が必要である。本専攻では、実用的に使うことのできる英語力の習得に重点を置き、英語を母国語とする外国人講師による授業の実施、さらに遠隔授業も試みるなど、カリキュラムの構成、授業形態などを工

夫している。

専攻科生には、TOEIC を積極的に多くの回数受験し、自分の英語能力向上のために不断の努力を続けること、さらに学術交流等の行事に積極的に参加し、自分の語学力を試すことを勧める。

これらの努力を継続することにより、実用的な語学力及びコミュニケーション能力を自己研鑽されることを望む。

2. 外国への派遣研修

専攻科学生には、実用英語運用能力の向上とともに、日頃の自己研鑽による異文化への対応能力の向上を期待している。香川高専グローバルエンジニアトレーニングプログラム（香川高専 GET プログラム）による海外協定校への学生派遣に加え、交流協定締結大学における研究協力の実施、成果発表会への参加、さらに海外での学会発表など、多くの機会を提供している。また海外インターンシップの機会も提供している。学生諸君は、是非これらの機会を有効に活用し、日頃の学習成果を実践で試し、その結果をもとにさらに学習する、ということを繰り返すことを通して上記能力をさらに高め、将来に備えて欲しい。

これまで、ほぼ全員の学生が、上記の何れかの活動を体験している。日頃培った力を実践する機会を得た学生にとり、これらの活動を通して得た経験は、専攻科の学習意欲の向上の糧となっていることを、体験後の様子から実感する。学生には、このような様々な国際交流の機会を積極的に利用して「庄内半島より世界に羽ばたく」技術者に育つことを期待している。

第3章 教務關係

I. 履修に關すること

1. 科目の単位と履修時間数

専攻科は、一般の大学と同じように単位制を基本としています。修業年限は2年で、4年を越えて在学することはできません。専攻科を修了するためには、後で述べるように規定された単位数以上を修得しなければなりません。

各授業科目の履修は、講義、演習、実験・実習のいずれかまたは併用により行われます。

1単位の履修時間は、45時間とし、次の基準により計算しています。

講義科目	15時間の授業をもって1単位とする。
演習科目	30時間の授業をもって1単位とする。
実験・実習科目	45時間の授業をもって1単位とする。

2. 講義時間割

授業は毎年2期（前期、後期）に分けて行われます。各専攻の講義時間割は、学期毎に別途提示されます。これを参考にして、必修科目及び選択科目の両方についての履修科目を決めてください。なお、専攻科の講義時刻は次のように決められています。

専攻科講義時間表

時限	開始時刻	終了時刻
(予鈴)	(8:40)	
第1時限	8:50	9:35
第2時限	9:35	10:20
第3時限	10:30	11:15
第4時限	11:15	12:00
(昼休み)	12:00	12:50
(予鈴)	(12:40)	
第5時限	12:50	13:35
第6時限	13:35	14:20
第7時限	14:30	15:15
第8時限	15:15	16:00

3. 休講・補講

学校行事、あるいは授業担当教員の出張等により、授業が休講になることがあります。休講により授業時間が15時間に満たない場合は補講を行います。授業の休講、補講については、掲示等により学生へ周知します。

4. 専攻科修了のための単位修得

専攻科の授業科目は、「教養科目」、「工学基礎科目」及び「専門科目」に区分しています。専攻科の修了要件である修得単位数は62単位以上、教養科目、工学基礎科目から14単位以上、専門科目からは48単位以上と定められています。なお、本校では84単位の科目（研究・実験を含む）を開設しています。

また、この他に学生の願出により、16単位を限度に他大学等での単位修得を本専攻の単位として認定することもできます。

更に、他専攻の科目を8単位まで履修、修得することができます。希望者は履修届を提出してください。

5. 履修届

履修する科目的選択については、第5章の履修要覧をもとに決定してください。履修する科目が決まると、履修届を指定日までに学生課教務係に提出してください。履修届は学生課教務係にあります。

6. 試験と単位の認定

定期試験は、原則として各学期末に行われます。ただし、授業科目によっては定期試験を実施せず、レポート、小テスト等の成績により評価を行うこともあります。

評価は、100点満点で行われ、次のように、秀、優、良、可、及び不可の評語により評価がなされます。不可の評価の場合、単位認定はされません。

成績評語	評点
秀	90点以上
優	80点以上 90点未満
良	70点以上 80点未満
可	60点以上 70点未満
不可	60点未満

7. 追試験

追試験は、病気等止むを得ない事由により定期試験が受験できなかった学生が、追試験を提出し、許可された場合に実施されます。

8. 再試験

担当教員の判断で再試験を実施する場合があります。再試験の実施方法、再試験後の成績の取り扱いについては科目毎に異なるため、各科目的担当教員に確認してください。

9. 再履修

定期試験等で不可と評価された授業科目については、再履修することができます。ただし、2年間の在学で必要な科目を再履修することは、時間割の制限より、再履修できない場合が多いので十分注意が必要です。

再履修する場合は、履修時と同様に、履修届を指定日までに学生課教務係に提出して下さい。

10. 学士（工学）号の取得

本校専攻科は、新たな審査方式による特例が適用されています。本校専攻科が審査を行い、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士（工学）の学位が授与されます。これによって、大学院入学の資格も得られます。

審査を受けるには修得科目と単位数に関する条件があります。詳しくは、第4章の履修要覧を参照して下さい。

II. 香川大学の科目的受講に関するここと

香川高専と香川大学との間には相互単位互換に関する協定書が結ばれており、相互に履修を希望する学生に便宜を図っています。

履修を希望する場合は、特別聴講生として手続きが必要です。学生課教務係で手続きをして下さい。

III. 研究記録に関するここと

1. 研究記録の必要性

研究を始める時は、過去に行われた関連する研究状況を丹念に調べます。未達の部分や手つかずの部分、改良が必要な部分を見いだし、研究の意義づけを行った上で研究テーマを設定します。研究テーマが定まれば、次に年間の研究計画を立て、それらを実現するための具体的な実験計画を立て実行します。

研究で行う実験は初めて行う実験なので、学生実験の様に必ず良い結果が得られるという保証はありません。むしろうまくいかないほうが多いといえます。うまくいかない状況に陥った場合、良い結果を出すことにのみ集中し、当初の研究目標や計画を忘れてしまい、気がついた時は研究開始後かなり時間が経過しているのにも係わらず、研究は当初想定していたほど進捗していない、という状況に陥りがちです。

これを防ぐため、指導教員を交えて研究グループで定期的に研究経過報告のためのミーティングを行うのが一般的です。この時、状況を客観的にかつ詳細に解析するために、毎日の記録、特に数値化した記録は非常に役立ちます。結果だけではなぜそうなったかの原因解析が不可能で、実験方法を考え直す上で、また今後の計画を立案する上での参考にはならないからです。また記憶は、長期間経過すると曖昧になりがちで、時には思い込みから誤った記憶になる場合もあります。これも過去に行った一連の実験を見直す場合には信頼性に欠け、実験計画を立てる参考資料としては使えません。この様に、具体的な記録は非常に重要です。

以上の手法は、実験系の研究テーマについて特にいえることですが、それ以外の研究テーマにおいても、研究の進め方は実験系のテーマと同じなので、研究記録は実験系のテーマと同様、大変重要です。

2. 研究記録のつけ方

ノートは、上述したことを心にとめて、毎日の実験内容の概要と結果をできるだけ具体的、定量的に記録するよう心がけてください。

また、実験中に疑問に感じたこと、直面した問題の概要と考えられる対策、ひらめいたアイデアなどを書き留めておくことも大事です。これは後で問題解決策の一案となるばかりでなく、新しい研究テーマの卵になる可能性もあるからです。また指導教員とのミーティング概要も記録しておけば、実験中に方針を再確認できるので好都合です。

以上の様に、記録をとることを通して、多面的に物事を観察し詳細に記録する習慣、常識に対しても、“なぜ？”と思える、先入観にとらわれない姿勢とその疑問の答えを出す習慣を身につけることが、“実践的な技術者”、“創造性のある技術者”への成長につながると思います。“独創は出したいと思っている人には出せない、事実を丹念に追っているうちに新しいことに巡り会う”といわれています。また、“創造性を高める方法は、関心ある異分野の知識、経験ができるだけ多く持つこと”ともいわれています。これらの言葉を常に心にとめ、専攻科の2年間で、ぜひ技術者としての基本的な素養を身につけて欲しいと願っています。

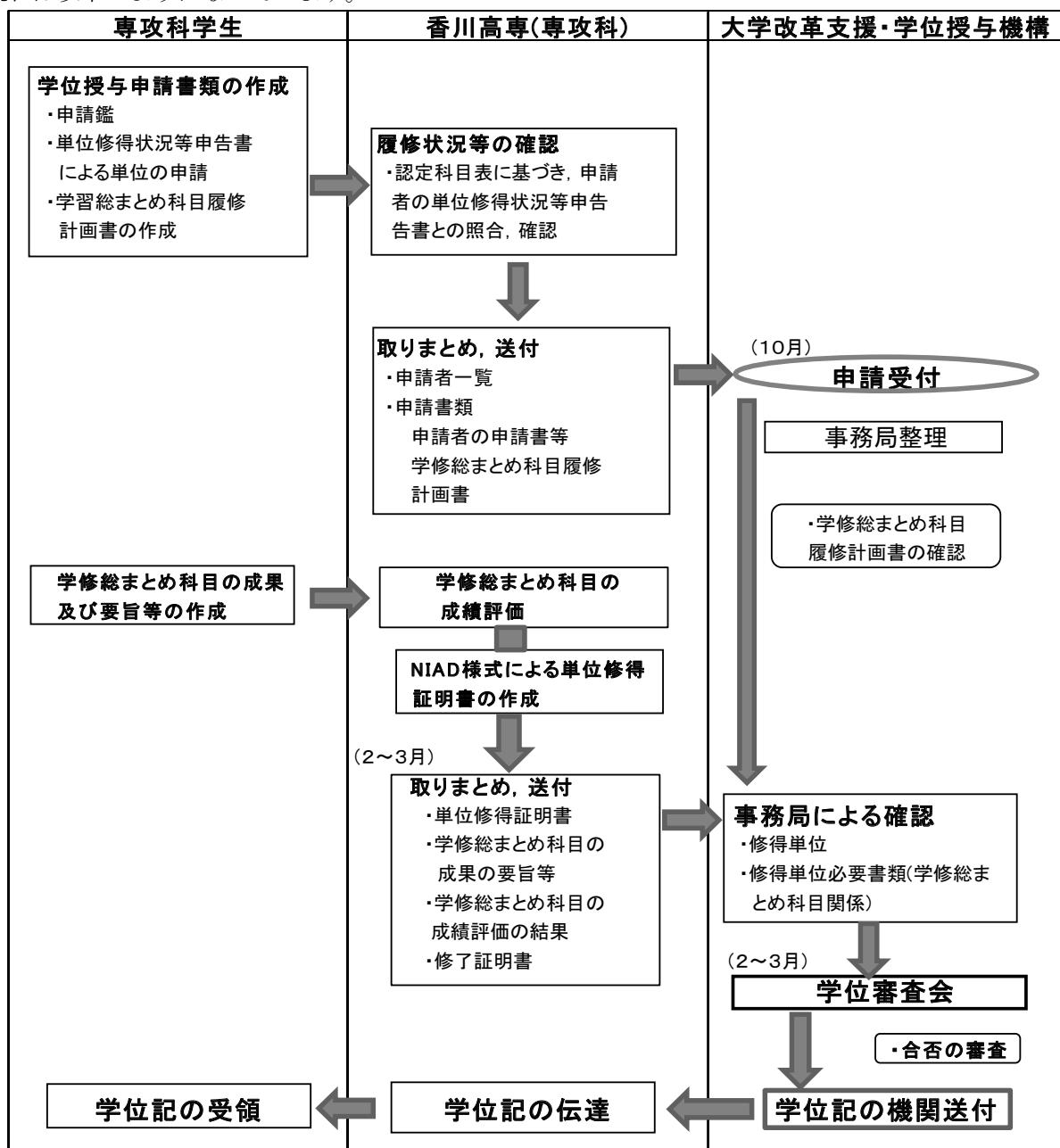
IV. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構関係

1. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下、大学改革支援・学位授与機構)は、国立学校設置法に基づき設置された国の機関であり、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的としています。

2. 学位授与申請

本専攻は、専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与の新たな審査方式に対応するため専攻科の特例の適用認定の申請を行い、特例適用専攻科として適用認定されました。本審査方式は、平成27年度修了見込み者から適用されています。学士（工学）の学位取得までの流れは以下のようになっています。



同機構における、修得単位の区分は次のようになります。

基本基準：専攻科での修得単位数は 62 単位以上必要です。

専攻区分：本校の専攻科では「電気電子工学」、あるいは「情報工学」です。

各専攻区分に係わる「専門科目」、「関連科目」、「学修総まとめ科目」及びそれ以外の「専攻外科目」に整理して申請しなければなりません。

「専門科目」とは、専攻区分の中心的科目及び特に関係の深い科目です。

「関連科目」とは、専攻区分の基礎となる科目及び周辺分野の科目です。

「学修総まとめ科目」とは、「特別研究Ⅱ」を指し、専攻分野を通じて培うことが求められる能力並びに専攻に係る学修及び探求の成果を評価するもので、学習を総括することを目的とした科目である。

「専攻外科目」とは、「専門科目」及び「関連科目」以外の科目です。

第 5 章履修要覧に各専攻区分における上記科目の必要単位数を分かりやすく整理しています。

これら必要単位数の条件について、単位不足とならないように、余裕を持って履修計画を立てておかなければなりません。他高専卒業生及び編入学による高専卒業生は修得単位が不足しないように特に注意してください。

修了見込み年度の 10 月に学位授与の申請を行えば、専攻科修了と同時期の 3 月には学士の学位取得が可能となります。申請を希望する学生は、大学改革支援・学位授与機構が用意する「学位規則第 6 条第 1 項に規定する学士の学位の授与の特例に係る学位授与申請案内」を各自で入手し、熟読の上、単位の修得に示す要件を決めてください。詳細については、学位授与申請時期に別途説明会を開催する予定です。

V. 就職と進学に関するこ

専攻科修了後の就職・進学に関する進路指導や相談にはキャリアサポートセンター長があたり、1 年後期末から具体的な指導を進めてゆきます。就職・進学について専攻主任はキャリアサポートセンター長を補佐します。その事務的な手続きは学生課が担当します。ただし、学位取得を見込めない学生には、これらの進路指導を行いません。

1. 就職

職業安定法に基づいて、就職の紹介・斡旋をしています。会社からの求人についてはその都度紹介されます。手続き等は、キャリアサポートセンター長に相談してください。なお、就職試験受験の後には、「受験報告書」を学生課学生係に提出してください。

2. 大学院進学

学士（工学）の学位を取得すれば大学院入学資格を有するので、さらに大学院に進学することもできます。大学院の募集はその都度案内します。受験希望者は、受験願を学生課学生係に提出するとともに、各自受験手続を行ってください。なお受験後には「受験報告書」を学生課学生係に提出してください。

VI. 学籍に関するこ

1. 休学、復学及び退学等

疾病その他やむを得ない事由により継続して修学することができないときには、校長の許

可を受けて休学することができます。休学の期間は通算して2年を超えることはできません。休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて復学することができます。休学、復学に際しては所定の様式による休学願、復学願を提出し、許可を受けなければなりません。なお休学の期間は、修業年限及び在学期間には算入されません。

疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときには、校長の許可を受けて退学することができます。退学する場合には、所定の様式による退学願を提出し、許可を受けなければなりません。

そのほか学籍に関する学則として、懲戒としての退学処分、授業料納付をしない者等に対する除籍の規程があります。

2. 身上異動届等

改姓や戸籍の変更、連帯保証人の変更、住所の変更など、入学時に届けた身上に関する事項に変更があったときには、そのことに該当する届けを提出しなければなりません。

第4章 履修要覽

I. 授業科目学年配当表
電子情報通信工学専攻

区分	授業科目	授業形態	単位数	学年別配当				備考	
				1年		2年			
				前期	後期	前期	後期		
教養科目	必修	コミュニケーション英語 I	講義	2	2				
	必修	コミュニケーション英語 II	講義	2		2			
	選択	文学特論	講義	2			2		
工学基礎科目	必修	技術者倫理	講義	2	2				
	選択	物理科学特論	講義	2		2			
		応用数学特論	講義	2	2				
		知的財産権	講義	2		2			
		工業英語	講義	2	2				
		工業数学	講義	2		2			
教養・工学基礎科目開設単位数計				18	8	8	2	0	
修得単位計				必修6単位を含む14単位以上					
必修	特別研究 I	実験	6	6					
	特別研究 II	実験	4			4			
	特別実験・演習 I	実験	4	4					
	特別実験・演習 II	実験	6			6			
専門科目	量子力学	講義	2				2		
	情報工学概論	講義	2	2					
	デジタル信号処理工学	講義	2			2			
	応用電磁気学	講義	2	2					
	グラフ理論	講義	2	2					
	情報ネットワーク論	講義	2		2				
	電子回路特論	講義	2		2				
	計測工学特論	講義	2				2		
	システム制御工学	講義	2			2			
	アルゴリズムとデータ構造	講義	2	2					
	マルチメディア工学	講義	2			2			
	画像処理工学	講義	2			2			
	通信工学	講義	2		2				
	電磁波・光波工学	講義	2			2			
	光通信工学	講義	2			2			
	無線工学特論	講義	2			2			
	応用電子物性工学	講義	2		2				
	集積回路工学	講義	2			2			
	デジタル制御工学	講義	2				2		
	オブジェクト指向プログラミング	講義	2		2				
	応用ネットワークプログラミング	講義	2			2			
	データベース設計	講義	2				2		
	特別講義	講義	2		2				
	インターンシップ I	実習	1		1				
	インターンシップ II	実習	2		2				
	インターンシップ III	実習	4		4				
	インターンシップ IV	実習	6		6				
専門科目開設単位数計				79	28	15	17	19	
修得単位計				必修20単位を含む48単位以上					
教養・工学基礎・専門科目開設単位数合計				97	36	23	19	19	
修得単位数合計				必修26単位を含む62単位以上					

II. 履修の手引き

1. 選択科目の履修

選択科目は学生の自由意志で選択できるが、専攻科の2年間で自分が何を目指しているのかの目的意識をはっきりもって、それに沿って選択することが望ましい。

そして、次のことに留意することを勧める。

工業基礎科目や教養科目は、将来において自分の専門性を堅固にし、また専門性を深めるときに役立つことを認識して、欲張って、努力して多くを選択すること。専門共通科目や各コース科目では、自分の専門性をより高めるように選択すること。

電子情報通信工学専攻は、本便覧の第1章VIに示すように電子情報通信工学専攻修了時に身に付けておくべき学習・教育目標、学習成果、達成度基準を設けています。また、教育課程表にある各科目のシラバスに学習・教育到達目標と学習成果に関わる達成度基準が記載されています。選択履修の履修にあたっては、達成度基準を満足するよう履修してください。

なお、達成度確認のため専攻委員会が指定する達成度評価科目を次のように示します。

達成度評価科目

学習・ 教育到達 目 標	学習 成果	香川高専専攻科
		電子情報通信工学専攻
A	A1	技術者倫理
	A2	技術者倫理
	A3	技術者倫理
B	B1	コミュニケーション英語 I (*1) コミュニケーション英語 II 特別研究 I, 特別研究 II
	B2	コミュニケーション英語 I (*1) コミュニケーション英語 II 特別研究 I, 特別研究 II
	B3	コミュニケーション英語 I (*1) 特別実験・演習 II アルゴリズムとデータ構造
C	C1	特別研究 I, 特別研究 II
	C2	特別研究 I, 特別研究 II
	C3	特別研究 I, 特別研究 II
	C4	特別研究 I, 特別研究 II
D	D1	工業数学 応用電磁気学
	D2	情報工学概論 デジタル信号処理工学 グラフ理論 アルゴリズムとデータ構造
	D3	特別実験・演習 I
	D4	特別実験・演習 I
	D5	特別研究 I, 特別研究 II グラフ理論 アルゴリズムとデータ構造

E	E1	特別実験・演習Ⅱ
	E2	特別実験・演習Ⅱ
	E3	特別実験・演習Ⅱ
	E4	特別実験・演習Ⅱ
	E5	特別実験・演習Ⅱ
	E6	特別実験・演習Ⅱ
	E7	特別実験・演習Ⅱ

*1 コミュニケーション英語Ⅰは、日本語能力についても評価する。

2. 履修科目の決定

専攻科の修了及び学士の取得のために、以下のように履修科目を決定してください。

(a) 教育課程表の学年別配当による履修の制限

教育課程表の学年別配当にそった履修を原則とします。1年生の2年次開設科目の履修はできません。ただし、再履修等で2年生が1年次開設科目の履修をすることは可能です。その場合、時間割によって制限を受けることに注意してください。

(b) 他大学の履修について

放送大学を含め、他大学の単位を16単位まで専攻科修得単位として認められます。ただし、他大学の履修科目による単位の認定について、専攻科の修得単位にみなされるかどうかは別途審議が必要ですので、必要書類を添えて教務係まで願い出してください。

(c) 進路指導を受ける条件

2年次において、就職の斡旋や大学院への進学の書類作成を受けることができるには次の条件を満たさねばなりません。

(イ) 1年次の必修科目を修得していること。

(ロ) 1年次において、32単位以上を修得していること

(ハ) 学位申請に必要な単位のうち、1年次において取得すべき単位を修得していること。

上記(イ)、(ロ)、(ハ)の条件を満たしていないと、就職及び進学の進路指導を受けることはできません。専攻科では学士の学位を取得して修了するのが当然の道です。学士の学位を取得しないで専攻科を修了しても就職できる企業は少ないと思います。

(d) 専攻科修了及び学位申請の条件

学位を申請するには、専攻科を修了するとともに、修得した単位数について学位授与機構の定める条件を満たしている必要があります。次ページ以降に、その条件及び本校の本科必修科目（4年次と5年次）と専攻科の科目を整理して、分かりやすく表にしています。この表を参考にして選択科目を決定するようしてください。

(e) その他

成績不良により単位が修得できず、専攻科修了や学位取得ができなくなることも考えられますので、多めに科目履修をしておくことが望されます。

他高専の卒業生の場合、出身高専において修得した専門分野が本専攻科の専門と異なる時は、学位申請に必要な専門科目の単位数が不足する恐れがありますので、学位申請に必要な専門科目の単位数の確認が重要です。不明な点があれば、学年主任に相談してください。

第5章 学生心得

専攻科学生心得

専攻科学生は、2年間を通じて有意義な学生生活を送ることを希望する。以下は、学生生活を送るうえにおいて心得ておく必要のある事柄である。熟読のうえ、遺漏のないように努められたい。

1 生活一般について

- (1) 学生は、学則及び学生準則その他諸規程を守るとともに、学校の指導に従わなければならぬ。
- (2) 学生は、豊かな人間性を養うために勉学に励み、健康に留意し、常に規則正しい生活をすること。
- (3) 学生は、教職員及び学生相互間はもちろん外来者に対しても礼を失わないよう心掛けること。

2 校内生活について

- (1) 授業時間等は、次のとおりである。

(予 鈴)	(8 : 40)
1 時限	8 : 50 ~ 9 : 35
2 時限	9 : 35 ~ 10 : 20
3 時限	10 : 30 ~ 11 : 15
4 時限	11 : 15 ~ 12 : 00
昼休み	12 : 00 ~ 12 : 50
(予 鈴)	(12 : 40)
5 時限	12 : 50 ~ 13 : 35
6 時限	13 : 35 ~ 14 : 20
7 時限	14 : 30 ~ 15 : 15
8 時限	15 : 15 ~ 16 : 00

- (2) 欠席等

就職・大学編入学試験、学校が認める国家試験等の受験のための欠席は、受験願により公欠扱いとする。

欠席等は勉学に支障があるばかりでなく、将来就職する場合にも影響するので注意すること。

学生は、常に電子出席簿で自分の出欠状況を確認し、誤りがある場合には、速やかに授業担当教員に連絡すること。

- (3) 試験

次のいずれかに該当する場合は、原則として不正行為とみなし、その期の全科目の試験の成績を0点とする。

- ① 不審な挙動をし、内容に関係なくメモ等を所持していた場合
- ② 受験中の机上に、内容に関係なく書き込みがあった場合
- ③ テスト返却時において、答案の改ざんがあった場合
- ④ その他不審な行為があった場合

- (4) 学生証

学生証は、入学時に交付される。これは、本校の学生であることを証明するものであるから常時携帯し、本校教職員の請求があった場合に提示し、証に当てるものである。また、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合、係員から提示を求められることがある。

学生証は、落としたり盗まれたりすると思いがけない迷惑を被ることがあるので大切にし、

もし万一紛失したときは、教務係に届け出て再交付を受けなければならない。

修了、退学等により学籍を離れたときは、直ちに返納しなければならない。

(5) 連絡方法

学生への連絡は掲示により行うので、登下校の際は必ず所定の掲示板を見ること。また、校内放送又はメールによる場合もあるので、十分注意すること。

(6) 施設・設備などについて

学校の施設・設備・機器類は大切に扱い、汚損・破損・亡失などしたときは、直ちに学年主任に届け出て指示を受けなければならない。

この際、ホームルーム備品等の破損について、故意過失にかかわらず、直接破損等に起因した該当者が現状復帰に伴う弁償をする。

(7) 寮内への立入り禁止について

通学生は寮敷地内への立入は禁止されているので、いかなる場合も立入らないこと。

(8) 所持品について

自己の所持品には必ず記名し、貴重品の保管に十分注意すること。

3 自然災害（台風等）による休校について

(1) 午前6時の時点で、中讃地区又は西讃地区的いずれかの市・町(注1)に、「大雨警報」「風警報」「洪水警報」（以下、「警報」という。）のいずれかの警報が発令されれば休校とし、授業等(注2)は行わない。

ただし、午前9時までに警報が解除された場合は、当日の5限目以降の授業等を行う。

(2) 午前6時以降（登校中）に上記警報が発令された場合は、休校となるので安全な経路・方法により、速やかに自宅に戻ること。

(3) 居住地域で警報が発令された場合は、公欠扱いとするので、自宅で待機すること。

(4) 登校に際し安全な通学路が確保できない場合は、学校に連絡し、指示を得ること。

(5) 登校後、上記の警報が発令された場合、又は、その他の自然災害（大雪・地震等）が発生した場合は、別途指示する。

(6) 休校、休講の場合は、指示された日に補講を受けること。

(7) 学生又は保護者の身体や自宅等に被害が生じたときは、速やかに学年主任又は学生課に連絡すること。

(注1) 該当する市町名称：(中讃地区)丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、(西讃地区)三豊市、観音寺市をいう。

(注2) 通常の授業、集中講義、補講、クラブ活動、インターンシップ等の学生が参加する活動をいう。

4 服装について

服装は常に清潔・質素・端正であるよう心掛けること。

5 不要物品の校内持ち込みについて

学校生活に不要な物品（マンガ、ゲーム類など）の校内への持ち込みを禁止する。

6 飲酒・喫煙について

校内においては、飲酒を禁じている。喫煙は、喫煙所使用願を提出した学生に限り、校内の指定の場所に限り認めている。

7 賭博行為について

一切の賭博行為を禁止する。

8 校外生活について

学校外の行動については、学生としての自覚をもって軽率な行動のないよう注意すること。

9 通学方法について

(1) 通学方法について

単車を用いての通学は、10「バイク通学許可基準」に基づき許可する。

自動車を用いての通学は、(2)に掲げる「自動車通学許可基準」に基づいて許可する。た

だし、使用を許可された者は、(3)に掲げる「通学心得」に従わなければならない。

(2) 自動車通学許可基準について

- ア 専攻科生が自動車で通学しようとするときは、年度ごとに自動車通学許可願を学年主任を経て学生主事に提出し、その許可を受けなければならない。
- イ 通学にあたっては「通学心得」を守らなければならない。
- ウ 指定された駐車場を利用すること。
- エ 自動車通学許可願提出の際、虚偽の事項を記述した者、許可された後、「通学心得」に違反した者については、通学許可を取り消すことがある。

(3) 通学心得

- ア 交通法規及び交通マナーを守り、常に安全運転に心がけること。
- イ 自動車で通学のときは、交付された許可証を車内の見やすい箇所に置くこと。
- ウ バイクで通学するときは、交付されたステッカーをバイクの見やすい箇所に貼付すること。
- エ 校内では、徐行運転（最高速度 20km/h）を厳守すること。
- オ 校内での乗り廻し及び寮周辺への乗り入れはしないこと。
- カ 指定された場所以外には駐車しないこと。
- キ 本科学生及び専攻科生を同乗させないこと。

10 バイク通学許可基準

バイク通学許可基準	
対象	専攻科学生
通学距離	キャンパスから最も遠い最寄りの駅より遠く、路線距離で 30 km 以内 (詫間キャンパスの場合、路線距離で 6 km を超え、30 km 以内)
手続き	<ul style="list-style-type: none">・免許を取得する場合は、その前に必ず「運転免許取得願」を学生主事に提出してから、入校及び受験をすること。・免許を取得した場合は、免許証のコピーを学生主事へ提出すること。・バイク通学を希望する者は、「バイク通学許可願」に保護者の承諾及び学級担任の押印を受けた後、学生主事の許可を受けなければならない。・許可を受けた車両には、通学許可証（ステッカー）を指定された箇所に貼付すること。・通学方法に変更等（新規・変更・取消）のある学生は速やかに「バイク通学許可願」を学生主事へ提出すること。
バイク及びヘルメット	<ul style="list-style-type: none">・騒音の出るバイク、ナンバープレートの跳ね上げなど整備不良のバイク、改造したバイクでの通学は許可しない。・バイクを使用する者は、ジェット型又はフルフェイス型のヘルメットを正しく着用すること。
保険	使用するバイクは、法律で定める自動車損害賠償責任保険の外に、任意保険（対人賠償無制限）に加入しているものに限る。
交通法規及び学校の規則	<ul style="list-style-type: none">・交通法規及び交通マナーを守り、常に安全運転を心掛けること。・学生は、平日、休日共に定められた通学方法を遵守すること。 (※定められた通学方法以外の方法で通学していた時に事故にあった場合には、日本スポーツ振興センターからの保険による保障は受けられません。)・許可されたバイクは本人が使用し、他人には貸さないこと。・二人乗りはしないこと。・校内では徐行運転（最高速度20km/h）を厳守すること。・エンジンの始動及び停止は決められた位置で行うこと。
事故・違反	<ul style="list-style-type: none">・交通事故、交通違反を起こした者は、速やかに学生主事へ「交通事故（違反）届」を提出すること。また、事故発生のときは、加害者、被害者のいずれの場合にかかわらず、事故処理、賠償問題については保護者において一切の責任を負うものとする。・過去において、交通事故違反を起こした者は許可しないことがある。・通学に関する校則違反や交通違反があった場合、又は本人に過失のある交通事故を起こした場合は、処分対象となる。
通学許可時期	毎年、年度初めには、許可の更新手続きを行わなければならない。
駐輪場	指定された場所以外には駐車しないこと。
その他	校内での乗り廻し及び寮周辺への乗り入れはしないこと。

11 運転免許取得について（バイク通学生に限らず全学生が対象となる。）

運転免許を取得しようとする者は、事前に「運転免許取得願」を学生主事に提出して許可を得なければならない。また、運転免許を取得した場合は、直ちに免許証を学生主事に提示しなければならない。

12 諸手続一覧について

学則、学生準則及びその他諸規定による提出書類又は手続用紙は、下記担当係で交付を受け、遅滞なく手続をするよう心掛けること。

教務関係

(1) 交付を受けるもの

種類	時期	備考
学生証	1年時	
在学証明書	必要時	
成績証明書	〃	進路受験用は学生係を経由のこと。
卒業証明書	〃	
修了証明書	〃	
修了見込証明書	〃	進路受験用は学生係を経由のこと。
調査書	〃	進路受験用は学生係を経由のこと。

(2) 提出又は届出（願出）によるもの

種類	時期	備考
誓約書	入学時	学生準則第1号様式
身上調書	〃	1枚
保証人変更届	その都度	学生準則第2号様式
学生証再交付願	〃	学生準則第3号様式
休学願	〃	学生準則第4号様式
復学願	〃	学生準則第5号様式
退学願	〃	学生準則第6号様式
身上異動届	〃	学生準則第7号様式
住所変更届	〃	学生準則第8号様式
欠席届	〃	
欠課・遅刻・早退届	〃	
忌引願	〃	学生準則第9号様式
校外実習願	〃	
特別学修許可願	〃	
特別学修単位認定願	〃	

学生支援関係

(1) 交付を受けるもの

種類	時期	備考
学生旅客運賃割引証	必要時	申込の翌日交付
通学証明書	〃	〃

(2) 提出又は届出(願出)によるもの

種類	時期	備考
奨学生進学届	入学時	
奨学生異動届	その都度	
入学期免除願・徴収猶予願	指定期日	家庭調書、所得証明書添付
授業料免除願・徴収猶予願	〃	家庭調書、所得証明書添付
学生団体結成願	その都度	学生準則第10号様式
校外団体参加願	〃	学生準則第11号様式
集会(催物その他の行事)許可願	〃	学生準則第12号様式
印刷物発行(販売)許可願	〃	学生準則第13号様式
掲示許可願	〃	学生準則第14号様式
施設・設備使用許可願	〃	学生準則第15号様式
対外試合参加願	〃	
合宿願	〃	
受験願	〃	
運転免許取得願	〃	
旅行・野外活動許可願	〃	
アルバイト許可願	〃	
下宿(新規・更新)許可願	〃	
自動車通学許可願	〃	
バイク通学許可願	〃	
自転車通学許可願	〃	
交通事故(違反)届	〃	
合宿研修所使用許可願	〃	
福利センター使用許可願	〃	
祭礼奉納行事参加願	〃	
喫煙所使用願	〃	

寮生支援関係

(1) 交付を受けるもの

種類	時期	備考
在寮証明書	必要時	

(2) 提出又は届出（願出）によるもの

種類	時期	備考
入寮願	入寮時	学生寮管理運営細則第1号様式
退寮願	退寮時	学生寮管理運営細則第2号様式
継続在寮願	1月下旬	学生寮管理運営細則第3号様式
休寮願	その都度	学生寮管理運営細則第4号様式
復寮願	〃	学生寮管理運営細則第5号様式

13 諸納金一覧

種別	金額	1回当たり 納付金	納期	納付先
入学料	84,600円	84,600円	3月中	
授業料	年234,600円	117,300円	前期分4月30日まで 後期分10月31日まで	
日本スポーツ振興センター共済掛金	年1,550円	1,550円	4月30日まで	会計係 (口座引落)
寄宿料	年9,600円 (1人部屋)	4,800円	前期分4月30日まで 後期分10月31日まで	
	年8,400円 (2人部屋)	4,200円		

前期分及び後期分寄宿料を納付した者が退寮した場合は、学生の申し出により退寮日の翌月以降の寄宿料相当額を返還する。

14 図書館の利用

専攻科学生は学生証をもって図書館利用者カードとする。図書館では図書、雑誌、新聞等の閲覧やCD、DVD等の視聴もできる。図書、CD等の貸し出しには図書館利用者カードが必要である。

また、インターネットを通じて本校及び学外の図書館の文献検索ができる。論文等の文献の複写也可能である。

15 情報基盤センターの利用

専攻科学生に情報基盤センターからユーザーコードが割り当てられる。インターネットメールやホームページリクトリの利用には、このコードを使用すること。ユーザーコードが割り当てられたら必ずパスワードを設定し、自分のユーザーコードが他人に使用されないように厳重に管理すること。

第6章 福利厚生

福 利 厚 生

1 奨学制度

日本学生支援機構

人物・学業ともに優れ、経済的理由により著しく修学に困難があると認められる者に対して、選考の上奨学金が貸与される。

第一種奨学金の貸与月額は自宅からの通学は 20,000 円～45,000 円、自宅外からの通学は 20,000 円～51,000 円である。奨学生の募集は、年 1～2 回行われるが、その都度掲示又はメール等で周知するのでよく注意すること。

給付型奨学金の給付月額は自宅からの通学は 5,900 円～25,800 円、自宅外からの通学は 11,400 円～34,200 円で、奨学生の募集は年 1～2 回行われる。給付型奨学金の支給対象者は、併せて授業料の減免も受けることができる。

なお、家計に急激な変化を生じた場合には、随時窓口で相談に応じる。

2 授業料等の減免

経済的理由により納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者に対して、その期に納付すべき授業料の減免・徴収の猶予、又は月割分納を認められる制度がある。

授業料の減免を希望する者は、学生課学生係において所定の用紙の交付を受け、必要事項を正確に詳しく記入して、学級担任を経て学生課学生係に提出のこと。

なお、申請時期については、その都度掲示又はメール等で周知するので注意すること。

3 各種相談制度

ア 学生相談

学生生活を送る上において心配や悩みごとができる際、ひとりで悩み続けると楽しいはずの学生生活が暗く沈んだものになります。そうならないために、本校では学生相談室を設けています。この相談室は、学生がさまざまな悩みから解放され、充実した学生生活を送れるように問題解決の相談に応じるものです。相談に関する秘密は厳守されるので、気軽に利用してください。

カウンセラーによる面談については、本校ホームページからも受け付けています。

<https://www.kagawa-nct.ac.jp/counsellingE/common/>



担当	氏名	日時	場所
相談室長	河田 純	随時	各教員室等
副相談室長	森 あかね		
相談員	森 和憲		
〃	澤田 士朗		
〃	清水 共		
〃	川染 勇人		
〃	村上 浩		
カウンセラー	植田 直子	月曜日 午後	学生相談室
〃	小松 世依	火・水曜日 午後	
〃	川崎 千尋	木・金曜日 午後	
ソーシャルワーカー	田中 朋也	月曜日 午後	打合せ室
〃	内海 康則	金曜日 午後	
看護師	大西 智子	随時	保健室
〃	猪野 みさえ		

イ 健康相談

毎年春季に定期健康診断・身体測定等を実施していますが、これとは別に学校医（内科医・歯科医）による健康相談日を設けて、相談に応じています。

体に不安がある学生は相談してください。場所は保健室で、日時はその都度周知します。

ウ こころの相談

毎月1回、心療内科医による「こころの相談」を実施しています。学生・保護者等・教職員の誰でも相談ができます。事前予約が必要です。

4 日本スポーツ振興センターについて（災害共済給付制度）

独立行政法人日本スポーツ振興センターの業務の一環として、災害共済給付制度があり、学校管理下における学生の災害につき、学生の保護者等に対し、災害共済給付を行う。

制度の概略は次のとおりであるが、詳細は保健室に訪ねること。

ア 納付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの		医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 (そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの 〔・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病〕		
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第14級に区分される。)		障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000万円 〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 〔通学(園)中の場合も同額〕

イ 学校管理下の範囲

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合。

- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合。
- ③ 休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合。
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合。
- ⑤ 寄宿舎にあるとき等

ウ 掛金 年額 1,550 円（4月に納入する。）

エ 手続及び給付金の受取

上記の項目に該当すると思われる災害が発生した場合は、速やかに保健室に届け出て所定の手続きをとること。給付金の受取は、銀行口座振込とする。

5 学校学生生徒旅客運賃割引証について

校外実習あるいは帰省等のために、鉄道等を利用して旅行しようとするときは、学生係から学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の交付を受けて利用することができる。

学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であるので、使用に際しては、不正のないよう注意すること。

なお、学割証を不正使用した場合は、乗車駅からの区間に対する普通運賃と、その2倍に相当する額の増運賃を課されるばかりでなく、学校に対して一定期間割引証の発行を停止され、全学生が非常に迷惑を受けることがあるので、絶対に不正行為は行わないこと。

ア 使用目的の範囲

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 疾病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行

イ 学割証による割引普通乗車券は、学割証1枚につき一人1回に限って購入できる。なお、片道の営業キロが100Kmを超える区間を旅行する場合、普通運賃が2割引となる。

ウ 使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは使用できない。

エ 学割証は、次の場合無効になる。

- ① 記入事項が不鮮明又は無記入のとき。
- ② 記入事項をぬり消したり、改変してあったとき。
- ③ 訂正印のないとき。
- ④ 有効期間（発行の日から3か月）経過したとき。
- ⑤ 記名人以外の者が使用したとき。

オ 学割証で購入した割引普通乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できない。また、学生証は係員の請求があるときは呈示すること。

カ 学割証を必要とするときは、所定の交付願に記入し、交付を受けたい日の前日までに学生係に申し出ること。

なお、見学旅行、夏季休業及び連休等の場合は、交付申請期限を定め掲示することがある。

6 通学定期券

JR等の通学定期券を購入するときは、通学証明書が必要である。通学証明書を必要とするときは、所定の交付願に記入し、交付を受けたい日の前日までに学生係に申し出ること。

7 福利施設の利用

ア オープンラウンジ

学生の教養の向上、親睦及び憩いの場として図書館1階に、オープンラウンジを設置している。利用者は、お互いに整理・整頓を心掛け、学生全員が気持ちよく使えるように気をつけること。利用時間は、原則図書館開館時間内とする。

イ 福利センター

学生及び教職員の福利厚生を図るとともに、学生の課外活動等を助成する目的で福利センターがある。センター内には食堂・売店・談話室・オーディオルーム・研修室等があり、利用時間は次のとおりである。

・売 店 (平日のみ)	10：30～19：00
・食 堂 (平日のみ)	10：30～13：30
・オーディオルーム・研修室	9：00～19：00
・談話室	(7：30開錠 22：00施錠)

使用の際は「福利センター使用細則」を熟読し、所定の手続をとること。使用後は、室内の清掃・戸締まり等を厳重に行わなければならない。

なお、食堂はセルフサービスとなっているので、食器等の返却は自分で行うこと。

ウ 合宿研修所

健全にしてかつ規律ある学生生活の向上を図り、豊かな人間性を育成することを目的として、合宿研修所が設置されている。

使用に当たっては、使用1週間前までに合宿研修所使用許可願を学生課学生係に提出し、許可を受けなければならない。

第 7 章 諸規則

香川高等専門学校学則

平成 21 年 10 月 1 日制定

第 1 章 本校の目的

(目的)

- 第 1 条** 本校は、教育基本法の精神にのつとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。
- 2 本校は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 3 本校は、その教育研究水準の向上に資するため、定期的に、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第 2 章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限及び在学期間)

- 第 2 条** 修業年限は、5 年とする。
- 2 在学期間は、前項に規定する修業年限（第 2 学年以上に入学した者は修業年限から入学した 1 学年前の学年数を減じた数）の 2 倍を超えることはできない。

(学年)

- 第 3 条** 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

- 第 4 条** 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで

- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。
- 3 前期の前半を第 1 学期、後半を第 2 学期、後期の前半を第 3 学期、後半を第 4 学期とし、各学期の始期及び終期については別に定める。

(休業日)

- 第 5 条** 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

一 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 春季休業

四 夏季休業

五 冬季休業

六 学年末休業

- 2 前項第三号から第六号の休業日は、校長が年度毎に定める。

- 3 第 1 項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

- 第 6 条** 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第 3 章 系、学科、学級数、入学定員、教育の目的及び教職員組織

(系、学科、学級数、入学定員及び教育の目的)

第7条 本校に学科を大括りする系として、創造基礎工学系及び電子情報通信工学系を置く。

2 各系を構成する学科、学級数、入学定員及び教育の目的は、次のとおりとする。

系	学 科	学級数	入学定員	教育の目的
創造基礎工学系	機械工学科	1	40人	力学を中心とした機械工学の知識とそれを応用した設計力を柱として、コンピュータ支援工学や電気工学などの周辺技術を身につけた、幅広い産業分野において創造力を発揮できる機械技術者を育成する。
	電気情報工学科	1	40人	電気電子・情報通信工学の基礎を学習させ、各種応用分野に進むために必要な知識と技術を涵養し、組込み技術等に携わる電気電子技術者、情報通信技術者を育成する。
	機械電子工学科	1	40人	機械技術、電子技術を組合せコンピュータ制御技術により付加価値を高めた機械電子複合システムの設計・開発、生産・製造、運用・保守、検査・修理等に携わる技術者を育成する。
	建設環境工学科	1	40人	土木工学を中心に、公共の建設構造物の設計・施工・計画の基礎技術を身につけた建設技術者を育成する。 環境保全や防災・減災などの知識を応用して、市民の安全・安心・快適な生活を支える豊かな創造性と実行力を有する建設技術者を育成する。
電子情報通信工学系	通信ネットワーク工学科	1	40人	通信工学、情報工学の基礎から、情報通信分野やコンピュータネットワーク分野の幅広い知識と技術並びに実践的応用力を身につけたコミュニケーションシステム技術者、コンピュータネットワーク技術者を育成する。
	電子システム工学科	1	40人	電子回路や半導体工学など電子工学の基礎から電子材料や集積回路技術などの応用までの知識と技術を身につけたデバイスエンジニアを育成する。 制御工学、ロボット工学に代表されるシステム工学の基礎から応用までの知識と

			技術を身につけたロボットエンジニアを育成する。
情報工学科	1	40人	画像処理や人工知能などコンピュータに関する幅広い知識とコンピュータのさまざまな技術を身につけたソフトウェアエンジニアを育成する。 ネットワークを利用したソフトウェア開発の基礎から応用までの技術を身につけたソフトウェアエンジニアを育成する。

3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときには、各系において異なる学科の学生をもつて学級を編成することができる。

(職員)

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、本校に副校长を置く。

3 第1項の職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

4 副校长は、校長の命を受け、校長を補佐し、校長が不在のときは、その職務を代行する。

(主事)

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関するこころを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関するこころ（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、学生寮における学生の厚生補導に関するこころを掌理する。

(事務部)

第10条 本校に、その事務を処理するため事務部を置く。

(内部組織)

第11条 前3条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(授業を行う期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程の編成)

第13条 教育課程は授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目及びその履修単位数は、創造基礎工学系の一般科目は別表1、専門科目は別表2、電子情報通信工学系の一般科目は別表3、専門科目は別表4のとおりとする。

3 各授業科目的単位数は、30単位時間（1単位時間は標準50分とする。）の履修を1単位として計算するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業を

もつて 1 単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて 1 単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上 の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもつて 1 単位とする。

5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60 単位を超えないものとする。

6 前 3 項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

7 特別活動は、第 1 学年から第 3 学年までの各学年 30 単位時間、計 90 単位時間実施する。

(授業の方法)

第 13 条の 2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第 14 条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第 1 項について、必要な事項は、別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第 15 条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 第 1 項の規定は、学生が、第 28 条の規定により留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第 1 項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数を合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 第 1 項について、必要な事項は、別に定める。

(成績)

第 16 条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、各履修科目の成績及び特別活動の履修状況等を総合して行うものとする。

2 第 1 項について、必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第 17 条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者の再履修については、別に定めるところによる。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

- 第18条** 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 中学校若しくは義務教育学校を卒業した者
 - 二 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - 三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - 四 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - 五 文部科学大臣の指定した者
 - 六 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - 七 その他相当年令に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学許可)

- 第19条** 校長は、入学志望者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。
- 2 校長は、前項に定めるもののほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、出身学校の長から送付された調査書を主な資料として、総合的に判定する方法により入学者の選抜を行うことができる。
 - 3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき、第32条に規定する入学料を納付した者、又は入学料の免除若しくは微収猶予の申請書を受理された者に対して入学を許可する。

(学年の途中の入学及び編入学)

- 第20条** 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年令に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することがある。

(入学手続)

- 第21条** 入学を許可された者は、所定の期日までに保護者等と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。
- 2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

- 第22条** 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて選考の上、相当学年に転科を許可することがある。

(休学)

- 第23条** 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。
- 2 前項の休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
 - 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
 - 4 休学期間は、第2条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

- 第24条** 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて復学するこ

とができる。

(出席停止)

第25条 学生に感染症その他疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で、再入学を希望する者があるときは、校長は、選考のうえ相当学年に入学を許可することができる。

(転学)

第27条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第28条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、第15条第3項の規定により単位の修得を認定された学生については、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

3 前2項について、必要な事項は別に定める。

(卒業及び称号)

第29条 全学年の課程を修了し、167単位以上修得した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第13条の2の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

3 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額及び納付方法等)

第30条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に定めるところによる。

(検定料の納付)

第31条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の願書を提出するときに納付しなければならない。

(入学料の納付)

第32条 入学料は、入学を許可されるときに納付するものとする。

(授業料の納付)

第33条 授業料は、前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあっては5月に、後期にあっては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

(学年の中途で復学等する場合の授業料)

第34条 学年の中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相

当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付するものとする。

（学年の中途中で卒業又は課程を修了する場合の授業料）

第35条 学年の中途中で卒業又は課程を修了する者が納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じた額とし、当該学年の始めの月に納付するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の納付の時期後であるときは、後期の納付の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の納付の時期に納付するものとする。

（学年の中途中で退学する場合の授業料）

第36条 学年の中途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは、授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

（寄宿料の納付）

第37条 学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退舎する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

（入学料、授業料及び寄宿料の免除等）

第38条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この項において「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合、入学料の全額若しくは半額を免除することがある。又、これに準じて学校長が相当と認める事由がある場合、上記免除をおこなうことがある。

経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合、入学料の徴収を猶予することがある。又、その他やむを得ない事由があると認められる場合にも、猶予することがある。

2 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 死亡又は行方不明及び授業料未納により除籍された場合並びに風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。

4 前3項に關し、必要な事項は別に定める。

（既納の検定料等）

第39条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず第33条第3項の規定により前期分授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、当該年度の後期分授業料納付時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を、及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、既納の授業料相当額を、その者の申出により返還する。

第7章 学生準則、賞罰及び除籍

（学生準則）

第40条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

(懲戒)

第42条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正當の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍することがある。

- 一 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- 二 第2条第2項に規定する在学期間を超える者
- 三 第23条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 五 第19条第3項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者、並びに入学料徴収猶予の申請書を受理された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第8章 専攻科

(設置)

第44条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第45条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工学に関する高度な専門知識と技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(専攻、入学定員及び教育の目的)

第46条 専攻科の専攻、入学定員及び教育の目的は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	教育の目的
創造工学専攻 機械工学コース 電気情報工学コース 機械電子工学コース 建設環境工学コース	24人	機械工学、電気・電子工学、情報工学及びその融合分野を基礎としたものづくり、並びに建設・環境工学を基礎とした都市づくり分野における創造性豊かな実践的高度開発型技術者の育成を目指す。
電子情報通信工学専攻	18人	自律できる能力、実践的で独創的な開発能力及びコミュニケーション能力を身につけ、複合領域にも対応できる幅広い視野を持つ、通信工学、電子工学、情報工学及びその関連分野における創造性豊かな実践的高度開発型技術者の育成を目指す。

(連携教育プログラム)

第46条の2 各専攻において、香川大学と実施するイノベーション創造型連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）を置く。

2 前項に規定する連携教育プログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。

(入学資格)

第47条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの
- 三 短期大学を卒業した者
- 四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- 五 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 七 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 八 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学許可)

第48条 校長は、専攻科の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選抜を行う。

2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、第32条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除又は入学料徴収猶予の申請書を受理された者にあっては、入学を許可する。

(修業年限及び在学期間)

第49条 専攻科の修業年限は、2年とする。

2 在学期間は、4年を超えることはできない。

(休学)

第50条 専攻科学生の休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、前条第2項に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(教育課程)

第51条 専攻科の授業科目及びその単位数は、創造工学専攻については別表5、電子情報通信工学専攻については別表6のとおりとする。

2 履修方法については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第52条 社会人特別選抜を経て入学した専攻科学生が、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修により修了することを申し出た時は、4年の範囲内で修業年限を超えて履修することを認めることができる。ただし、6年を超えて在学することはできない。

- 2 前項により計画的な履修を認められた学生が特別の理由により履修期間の変更を希望する場合は、年度を単位とし、校長の承認を得なければならない。

(長期にわたる教育課程の履修を認められた者に係る授業料及び納入方法の特例)

第 53 条 前条第 1 項により、専攻科の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修することを認められた者が納入する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第 30 条に規定する授業料の年額に第 49 条第 1 項に規定する修業年限を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

- 2 前項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められた場合は、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮が認められたときに納付するものとする。

(修了)

第 54 条 校長は、専攻科に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62 単位以上を修得した者について、修了を認定する。

- 2 修了を認定した者には、所定の修了証書を授与する。
3 第 1 項に規定する単位の修得については、別に定める。

(技術者教育プログラム)

第 55 条 削除

(準用規定)

第 56 条 専攻科学生については、第 3 条から第 6 条、第 12 条、第 13 条の 2 第 1 項及び同条 2 項、第 15 条第 1 項及び同条第 4 項、第 21 条、第 23 条第 1 項、第 24 条から第 27 条、第 28 条第 1 項、第 30 条から第 43 条の規定を準用する。この場合において、第 28 条第 1 項中「外国の大学又は高等学校」とあるのは「外国の大学」と、第 43 条第 3 号中「第 23 条」とあるのは「第 50 条」と、第 43 条第 5 号中「第 19 条第 3 項」とあるのは、「第 48 条第 2 項」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第 57 条 本章に定めるもののほか、専攻科について必要な事項は、別に定める。

第 9 章 学生寮

(学生寮)

第 58 条 本校に学生寮を設ける。

- 2 学生寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第 10 章 研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生

(研究生)

第 59 条 本校の専門分野における特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 60 条 本校が開設する授業科目の聴講を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第61条 大学(短期大学及び高等専門学校を含む。)間相互単位互換協定に基づき、本校の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

3 独立行政法人国立高等専門学校機構における国立高等専門学校間単位互換の推進に関する要項(令和4年1月28日理事長裁定)により受け入れた単位互換履修生は、特別聴講学生とみなし、本校特別聴講生規程(平成21年10月1日制定)第7条及び第8条を適用する。

4 前項の単位互換履修生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第62条 本校が開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第11章 外国人留学生

(外国人留学生)

第63条 外国人で本校に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生は、入学定員外とすることができます。

3 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第64条 本校に、公開講座を開設することがある。

2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この学則は、平成21年10月1日から施行する。

(教育課程の履修に関する経過措置)

第2条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律(平成21年法律第18号)附則第10条の規定に基づき、平成21年9月30日に同法による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)別表に規定する高松工業高等専門学校及び詫間電波工業高等専門学校に在学する者は、当該高等専門学校を卒業するため又は当該高等専門学校の専攻科の課程を修了するため必要であつた教育課程の履修を、本校において行うものとし、本校は、そのために必要な教育を行うものとする。

2 前項の場合において、特に定める場合を除き、それぞれ高松工業高等専門学校又は詫間電波工業高等専門学校の学則その他の規則等を適用する。

3 第7条第2項及び第46条の規定にかかわらず、第1項に規定する教育を行うため、本校に次の学科及び専攻科の専攻を置く。

一 機械工学科

二 電気情報工学科

三 制御情報工学科

- 四 建設環境工学科
- 五 情報通信工学科
- 六 電子工学科
- 七 電子制御工学科
- 八 情報工学科
- 九 専攻科機械電気システム工学専攻
- 十 専攻科建設工学専攻
- 十一 専攻科電子通信システム工学専攻
- 十二 専攻科情報制御システム工学専攻

4 前項各号に規定する学科又は専攻は、当該学科又は専攻に在学する者が当該学科又は専攻に在学しなくなる日において廃止するものとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年5月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の専攻科入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、第5学年に在学している者に係る平成29年度の一般科目の教育課程は、学則別表3の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程	(省略)
平成25年度入学者	附則別表3－1	

3 この学則施行の際、第5学年に在学している者に係る平成29年度の通信ネットワーク工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程	(省略)
平成25年度入学者	附則別表4－1	

4 この学則施行の際、第5学年に在学している者に係る平成29年度の電子システム工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程	(省略)
平成25年度入学者	附則別表4－2	

5 この学則施行の際、第4学年以上に在学している者に係る平成29年度以降の情報工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程	(省略)
平成25年度入学者	附則別表4－3	

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、第2学年以上に在学している者に係る平成30年度以降の電子システム工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入学年度	教育課程
平成26～29年度入学者	附則別表4-5

- 3 この学則施行の際、第2学年以上に在学している者に係る平成30年度以降の情報工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入学年度	教育課程
平成27～29年度入学者	附則別表4-6

附 則

この学則は、平成30年5月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成30年11月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者にかかる教育課程については、第13条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

創造基礎工学系	一般科目	附則別表1-1
	機械工学科	附則別表2-1
	電気情報工学科	附則別表2-2
	機械電子工学科	附則別表2-3
	建設環境工学科	附則別表2-4
電子情報通信工学系	一般科目	附則別表3-2
	通信ネットワーク工学科	附則別表4-7
	電子システム工学科	附則別表4-5 附則別表4-8
	情報工学科	附則別表4-6 附則別表4-9

附 則

この学則は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年1月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年1月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表及び附則別表省略

香川高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 51 条第 2 項、第 54 条第 3 項及び第 57 条の規定に基づき、香川高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、香川大学と実施するイノベーション創造型連携教育プログラムの履修学生については、香川高等専門学校イノベーション創造型連携教育プログラムの履修等に関する規程の定めるところによる。

(授業)

第 2 条 授業は、講義、演習、実験・実習、特別研究及び学外実習いずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第 3 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に掲げる基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15 時間の授業をもつて 1 単位とする。
- 二 演習については、30 時間の授業をもつて 1 単位とする。
- 三 実験・実習、特別研究及び学外実習については、45 時間の授業をもつて 1 単位とする。

(履修方法)

第 4 条 専攻科の学生は、開設する授業科目のうち、選択科目の履修にあたっては、別紙第 1 号様式による「選択科目履修届」を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(定期試験)

第 5 条 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績によって評価し得る科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

(追試験)

第 6 条 次の各号に該当する理由により、定期試験を受験できなかつた学生については、事由を証明する書類を添えて、別紙第 2 号様式による「追試験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を受けた学生について実施する。

- 一 病気（医師の診断書がある場合に限る。）
- 二 忌引（学生準則第 15 条による。）
- 三 その他校長がやむを得ない事情と認めた場合

(成績の評価)

第 7 条 学業成績の評価は、その期において実施した試験の成績及び通常の授業における小テストやレポート提出等で評価した成績、出欠状況等を総合して 100 点法で行う。

- 2 学年総合成績の評価は、各学期の成績を総合して行う。
- 3 学年総合成績の評価（100 点法）と評語の関連は次のとおりとする。ただし、100 点法で評価できないものについては、合格又は不合格の評語を用いることができる。

成績評価	90 点以上	80~89 点	70~79 点	60~69 点	0~59 点
評語	秀	優	良	可	不可

(単位の認定)

第 8 条 前条第 3 項の規定に基づき、秀・優・良・可又は合格に評価された授業科目については、単位を認定する。

(学業成績の記録及び通知並びに証明)

第 9 条 成績の記録は評価で行い、必要がある場合は評語で提示することができる。

- 2 学生に対する成績通知は評価で行う。
- 3 校外に対して発行する証明書は、原則、評語で証明する。

(専攻科の修了認定)

第10条 専攻科の単位修得及び課程修了の認定は、専攻科修了認定会議を経て、校長がこれを行う。

(再履修)

第11条 単位を認定されなかつた授業科目は、再履修することができる。

(他専攻の授業科目の履修)

第12条 他の専攻で開設されている専門科目の選択科目の履修を希望する学生は、別紙第3号様式による「他専攻の授業科目履修願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項により修得した単位は、8単位を超えない範囲で、当該専攻における単位として認定することができる。

(他の大学等で履修した単位の認定)

第13条 大学等(放送大学を含む。)及び他の高等専門学校の専攻科等(以下「大学等」という。)で開設されている授業科目の履修を希望する学生は、あらかじめ大学等の承認を得た上で、別紙第4号様式による「他大学等の授業科目履修願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項により修得した単位は、16単位(教養科目・工学基礎科目8単位、専門科目8単位)を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、専攻科委員会の議を経て、単位の修得を認定することができる。

(修了に必要な単位)

第14条 専攻科の修了に必要な単位数は、62単位とし、創造工学専攻にあっては教養科目及び工学基礎科目については16単位以上、専門科目については46単位以上、電子情報通信工学専攻にあっては、教養科目及び工学基礎科目については14単位以上、専門科目については48単位以上修得するものとする。

- 2 前項において、必修科目は修得しておかなければならない。

(長期履修学生)

第15条 学則第52条第1項の規定により、計画的な教育課程の履修が認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の年間履修可能単位数は、原則として修了要件単位数を認定された修業年限で除した数の2分の3を上限とする。

- 2 長期履修学生が、学則第52条第2項の規定により、修業年限の変更を希望する場合は、指定する期日までに、別紙第5号様式による「修業年限変更願」を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 長期履修学生の履修方法は、当該専攻の担当教員に事前に相談して個別に決定するものとする。

(雑則)

第16条 この規程によるもののほか、専攻科の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月3日から施行し、平成28年2月24日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の専攻科入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

令和 年度 前期 後期 選択科目履修届

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏名 _____

下記の授業科目を履修したいので、お届けします。

授業科目	単位数	担当教員名	備考

注 1 大学等で履修する科目も併せて記入すること。なお、備考欄にその旨明記すること。

2 この届は、各キャンパスの教務担当係に提出すること。

令和 年 月 日

追 試 験 願

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻
学籍番号 _____
氏名 _____

私は、下記の理由により定期試験を $\begin{cases} \text{受験できないので} \\ \text{受験できなかつたので} \end{cases}$ 追試験を許可
くださるようお願いします。

記

1. 理由 (証明書等添付)

2. 試験科目

定期試験月日	試験科目	担当教員名

注 この願いは、所定の期日までに、各キャンパスの教務担当係に提出すること。

第3号様式

専攻長	特別研究指導教員

令和 年 月 日

他専攻の授業科目履修願

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻
学籍番号 _____
氏名 _____

私は、下記の科目を履修したいので、許可くださるようお願いします。

記

履修科目	担当教員名	備考

注 この願いは、所定の期日までに、専攻長及び特別研究指導教員の承認を得て各キャンパスの教務担当係に提出すること。

第4号様式

専攻長	特別研究 指導教員

令和 年 月 日

他大学等の授業科目履修願

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻
学籍番号 _____
氏名 _____

私は、下記の科目を履修したいので、許可くださるようお願いします。

記

履修科目	機関名	備考

注 この願いは、所定の期日までに、専攻長及び特別研究指導教員の承認を得て各キャンパスの教務担当係に提出すること。

第5号様式

専攻長

令和 年 月 日

修業年限変更願

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻
学籍番号 _____
氏名 _____

私は、学則第52条第2項の規定により、下記のとおり修業年限の変更を希望しますので、許可くださるようお願いします。

記

修業の始期	令和 年 4月 1日
修業の終期	令和 年 3月 31日
修業年数	年間

注 この願いは、所定の期日までに、専攻長の承認を得て各キャンパスの教務担当係に提出すること。

香川高等専門学校イノベーション創造型連携教育プログラムの

履修等に関する規程

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）第46条の2の規定に基づき、香川大学と実施するイノベーション創造型連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業)

第2条 授業は、講義、演習、実験・実習、特別研究及び学外実習いずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第3条 各授業科目的単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に掲げる基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験・実習、特別研究及び学外実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第4条 連携教育プログラムの実施において、それぞれの機関で相互に修得とみなすことができる授業科目は別表1のとおりとする。

2 連携教育プログラム授業科目的履修にあたっては、別紙第1号様式による「履修計画書」を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

なお、履修計画を変更する場合は、再提出しなければならない。

3 開設する授業科目のうち、選択科目的履修にあたっては、別紙第2号様式による「選択科目履修届」を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(定期試験)

第5条 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績によって評価し得る科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

(追試験)

第6条 次の各号に該当する理由により、定期試験を受験できなかつた学生については、事由を証明する書類を添えて、別紙第3号様式による「追試験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を受けた学生について実施する。

- 一 病気（医師の診断書がある場合に限る。）
- 二 忌引（学生準則第15条による。）
- 三 香川大学と本校の試験日が重複した場合
- 四 その他校長がやむを得ない事情と認めた場合

(成績の評価)

第7条 学業成績の評価は、その期において実施した試験の成績及び通常の授業における小テストやレポート提出等で評価した成績、出欠状況等を総合して100点法で行う。

2 学年総合成績の評価は、各学期の成績を総合して行う。

3 学年総合成績の評価（100点法）と評語の関連は次のとおりとする。ただし、100点法で評価できないものについては、合格又は不合格の評語を用いることができる。

成績評価	90点以上	80~89点	70~79点	60~69点	0~59点
評語	秀	優	良	可	不可

(単位の認定)

第8条 前条第3項の規定に基づき、秀・優・良・可又は合格に評価された授業科目については、単位を認定する。

(学業成績の記録及び通知並びに証明)

第9条 成績の記録は評価で行い、必要がある場合は評語で提示することができる。

- 2 学生に対する成績通知は評価で行う。
- 3 校外に対して発行する証明書は、原則、評語で証明する。

(専攻科の修了認定)

第10条 専攻科の単位修得及び課程修了の認定は、専攻科修了認定会議を経て、校長がこれを行う。

(再履修)

第11条 単位を認定されなかつた授業科目は、再履修することができる。

(修了に必要な単位)

第12条 専攻科の修了に必要な単位数は、62単位とし、創造工学専攻にあっては教養科目及び工学基礎科目については16単位以上、専門科目については46単位以上、電子情報通信工学専攻にあっては、教養科目及び工学基礎科目については14単位以上、専門科目については48単位以上修得するものとする。

- 2 前項において、必修科目は修得しておかなければならない。

(香川大学での修得科目の成績の評価、評語及び修了要件に係る取扱い)

第13条 香川大学の授業科目については、30単位に限り、修了要件として認定（以下「単位認定」という。）する科目に含めることができる。

- 2 単位認定を受けようとする学生は、別紙第4号様式による「単位認定申請書」を提出するものとする。
- 3 前項の申請に基づき、専攻科委員会は単位認定を審議するものとする。
- 4 単位認定された授業科目の評価は、香川大学における評点により行い、第7条を準用するものとする。ただし、複数の授業科目により単位認定された授業科目の評価は、香川大学における各授業科目の評点を次のとおりの100点法に換算し、平均したものとする。

香川大学における評点	秀	優	良	可
成績評価	95点	85点	75点	65点

(連携教育プログラム修了の認定)

第14条 連携教育プログラム修了の認定は、香川大学・香川高等専門学校連携教育プログラム協議会の議を経て、校長がこれを行う。

(雑則)

第15条 この規程によるもののほか、連携教育プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月2日から施行し、令和3年度の専攻科入学生から適用する。

別表1

香川大学創造工学部			香川高等専門学校専攻科								備考	
区分		授業科目	単位数	授業科目								備考
				区分		創造工学専攻	単位数	区分		電子情報通信工学専攻	単位数	
共通科目	倫理	創造工学倫理	1	工学基礎科目	必修	技術者倫理	2					※1
共通科目	コミュニケーション能力	国際コミュニケーションⅡ	1	教養科目	必修	実践英語	2					※1
共通科目	コミュニケーション能力	技術英語	2	工学基礎科目	選択	工業英語	2					
共通科目	リスクマネジメント能力	工業と法	1	工学基礎科目	選択	知的財産権	2					
共通科目	リスクマネジメント能力	産業財産権	1									
専門科目	数理の基礎能力	線形代数	2	工学基礎科目	必修	数学特論Ⅰ	2					
専門科目	多角的思考能力	工学実務	2	専門科目	選択	インターナシップⅡ	2					
専門科目	多角的思考能力	資源・エネルギー論	1	専門科目	選択	エネルギー工学特論	2					
専門科目	多角的思考能力	環境政策	1									
専門科目	多角的思考能力	ビジネスモデル概論	2	教養科目	必修	経営論	2					
専門科目	コース専門科目	情報システム・セキュリティコース	インターネットⅠ	2	専門科目	選択	情報通信工学	2				
専門科目	コース専門科目	情報システム・セキュリティコース	インターネットⅡ	2				2	専門科目	選択	情報ネットワーク論	2
専門科目	コース専門科目	情報通信コース	ディジタル信号処理	2	専門科目	選択	ディジタル信号処理	2	専門科目	選択	ディジタル信号処理工学	2
専門科目	コース専門科目	機械システムコース	機械システム実験・実習Ⅲ	2	専門科目	必修	工学実験・実習Ⅰ	2				
専門科目	コース専門科目	機械システムコース	数値解析(機械システムコース)	2	専門科目	選択	数値解析特論	2				
専門科目	コース専門科目	機械システムコース	弾性力学	2	教養科目	選択	弾塑性力学	2				
専門科目	コース専門科目	機械システムコース	熱力学(機械システムコース)	2	教養科目	選択	内燃機関工学	2				
専門科目	コース専門科目	機械システムコース	機械力学Ⅰ	2	専門科目	選択	動力学特論	2				
専門科目	コース専門科目	機械システムコース	伝熱工学	2	専門科目	選択	伝熱工学特論	2				
専門科目	コース専門科目	機械システムコース	機能美工学演習	1	専門科目	必修	工学実験・実習A	1				※2
専門科目	コース専門科目	機械システムコース	現代制御	2	専門科目	選択	制御工学特論Ⅱ	2				
専門科目	コース専門科目	機械システムコース	画像処理	2	専門科目	選択	画像処理工学	2				
専門科目	コース専門科目	機械システムコース	機械力学Ⅱ	2	専門科目	選択	振動工学特論	2				
専門科目	コース専門科目	機械システムコース	固体物理入門	2	専門科目	選択	半導体工学	2				
卒業研究・卒業制作	機械システムコース	卒業研究	8	専門科目	必修	特別研究A	8					※2

※1 高専での受講を優先すること。

※2 イノベーション創出型連携教育プログラム専用開講科目

第1号様式

令和 年 月 日

令和 年度履修計画書

(イノベーション創造型連携教育プログラム)

香川高等専門学校長 殿

専攻名	専攻
学籍番号	
氏名	

イノベーション創造型連携教育プログラムの履修計画は下記のとおりです。

区分		単位数	修了条件
工学養成科目・基礎科目	香川高専専攻科	履修予定科目単位数小計	創造工学専攻は16単位以上 電子情報通信工学専攻は14単位以上
	香川大学	履修予定科目単位数小計	
		内 認定単位数	
	教養・工学基礎科目（修了要件）合計		
専門科目	香川高専専攻科	履修予定科目単位数小計	創造工学専攻は46単位以上 電子情報通信工学専攻は48単位以上
	香川大学	履修予定科目単位数小計	
		内 認定単位数	
	専門科目（修了要件）合計		
香川高専専攻科		履修予定科目単位数小計	
香川大学		履修予定科目単位数小計	30単位以内
		内 認定単位数	
履修予定科目単位数（修了要件）総数			香川大学開設科目(30単位以内)を含めて62単位以上

【香川高等専門学校専攻科開設科目】

区分		授業科目	履修を予定する学年に単位数を記入	
			1年	2年
教養科目	必修			
	選択			
工学基礎科目	必修			
	選択			
教養・工学基礎科目履修単位計				

区分		授業科目	履修を予定する学年に単位数を記入	
			1年	2年
専門科目	必修			
	選択			
専門科目履修単位計				

【香川大学開設科目】

区分	授業科目	履修を予定する 学年に単位数を記入			
		1年	2年	3年	4年
全学共通科目					
全学共通科目履修単位計					

区分	授業科目	履修を予定する 学年に単位数を記入			
		1年	2年	3年	4年
共通科目					
学部開設科目					
専門科目					
卒業研究・卒業制作					
学部開設科目履修単位計					

第2号様式

令和 年 月 日

令和 年度 前期 後期 選択科目履修届

(イノベーション創造型連携教育プログラム)

香川高等専門学校長 殿

<u>専攻名</u>	<u>専攻</u>
<u>学籍番号</u>	
<u>氏名</u>	

下記の授業科目を履修したいので、お届けします。

授業科目	単位数	担当教員名	備考

- 注 1 大学等で履修する科目も併せて記入すること。なお、備考欄にその旨明記すること。
 2 この届は、各キャンパスの教務担当係に提出すること。

令和 年 月 日

追 試 験 願

(イノベーション創造型連携教育プログラム)

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻 _____学籍番号 _____氏 名 _____

私は、下記の理由により定期試験を $\begin{cases} \text{受験できないので} \\ \text{受験できなかつたので} \end{cases}$ ，追試験を許

可くださるようお願いします。

記

1. 理由（証明書等添付）

2. 試験科目

定期試験月日	試験科目	担当教員名

注 この願いは、所定の期日までに、各キャンパスの教務担当係に提出すること。

令和 年 月 日

令和 年度单位認定申請書
(イノベーション創造型連携教育プログラム)

専攻名	専攻
学籍番号	
氏名	

香川大学で習得した下記の単位について香川高専専攻科において習得したものとみなし単位の認定を申請します。

区分	認定申請科目名	認定単位数
全学共通科目		
	全学共通科目計	
学部開設科目 共通科目		
	共通科目計	

区分	認定申請科目名	認定単位数
学部開設科目 専門科目		
	専門科目計	
卒業研究・卒業制作		
学部開設科目計		
認定申請単位数総計		

※成績証明書を添付すること

独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項

理事長裁定
制定 令和 3 年 2 月 18 日

(目的)

第1条 この要項は、国立高等専門学校（以下「学校」という。）に在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者（以下「保護者等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(保護者等の要件)

第2条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

(保護者等による入学時の誓約)

第3条 学生は、入学時に、学校で定めた誓約書により保護者等の連署を得て、入学する学校の校長に提出するものとする。

2 前項の誓約書は別紙様式1を基に学校で作成するものとする。

3 学生は、誓約書に連署した保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

(保護者等の義務)

第4条 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう学生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、学生の保護に努めなければならない。

(学生の身分異動等)

第5条 学校は、学生が次に掲げる事項について学校に許可又は届け出を行う場合については、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、学校に提出させるものとし、その許可状況等について保護者等に通知するものとする。

一 退学

- 二 休学
- 三 復学
- 四 転学
- 五 留学
- 六 転学科
- 七 授業料免除申請（徵収猶予を含む。）
- 八 入寮申請
- 九 改姓及び改名
- 十 その他学生の身分異動に関すること

（保護者等への通知）

第6条 学校は次に掲げる学生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 学業成績
- 二 出席情報
- 三 健康診断情報
- 四 学生が学校から表彰された場合
- 五 学生が学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
- 六 学生が問題行動等を起こした場合
- 七 学生が在学時に怪我や病気等になった場合
- 八 その他学生に対する支援又は指導が必要な場合

（緊急時の連絡）

第7条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

2 学校は、学生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

（保護者等への情報提供）

第8条 学校は、保護者等に対し、学校の広報誌、学事日程等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

（保護者等による入寮時の誓約）

第9条 学校の寄宿舎に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、学校で定めた入寮誓約書により保護者等の連署を得て、校長に提出するものとする。

2 前項の誓約書は別紙様式2を基に学校で作成するものとする。
3 学生は、保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとす

る。

(寮生の保護者等の義務)

第10条 保護者等は、寮生の在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう寮生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、寮生が在寮中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時、若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、寮生の保護に努めなければならない。

(寮生の保護者等への通知)

第11条 学校は次に掲げる寮生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 寮生が在寮時に学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
- 二 寮生が在寮時に問題行動を起こした場合
- 三 寮生が在寮時に怪我や病気等になった場合
- 四 寮生の継続入寮等に関する事項
- 五 その他寮生に対する支援又は指導が必要な場合

(緊急時の連絡)

第12条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

2 学校は、寮生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

(寮生の保護者への情報提供)

第13条 学校は、寮生の保護者等に対し、学生寮の行事、取り組み等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年 2月18日 制定）

1 この要項は、令和3年2月18日から施行する。ただし、第3条及び第9条の規定は、令和3年度入学者及び入寮者から適用する。

平成30年6月4日

電子情報通信工学専攻長

専攻科生の学会発表等に関する学生支援についての申し合わせ

1. 支援理由

専攻科生は必修科目として指導教官の下でテーマを設定し「特別研究」を行っており、研究成果の発表を行う学会発表は研究の推進に直接役立ち、プレゼンテーション能力を磨く発表の場である。学会発表に必要な旅費を支援することにより、研究による創造力を養成しやすい環境を与えることができ、極めて有益である。

2. 支援項目

専攻科生の国内における学会発表（学生本人が発表する場合に限る。）に係る交通費

3. 支援内容

後援会からのこの支援の総額は20万円以内である。前期分の補助額を10万円とし、残があれば後期分に繰り越すものとする。そのため、前期で10万円に達した場合、年度で20万円に達した場合は補助を受けられない。なお、専攻科生1人当たり年間1回に限り4万円を限度として交通費を支給する。交通費は学割、往復割引適用とし旅費規則の範囲内とする。

4. 支援手続き

- (1) 学生は事前に「学会発表等交通費申請書」を学生課課長補佐へ提出する。
その際、プログラム等添付し、指導教員の確認を得ること。
- (2) 学生は旅行終了後、「学会発表等交通費請求書」を学生課課長補佐へ提出する。

5. その他

- (1) 同一の発表に関して、教育研究支援基金との重複申請はできない。
- (2) この申し合わせに定めるもののほか、必要に応じて専攻委員会が定める。

専攻長	指導教員

学会発表等交通費申請書

令和 年 月 日

香川高等専門学校
詫間キャンパス後援会長 殿

電子情報通信工学専攻 年

学生氏名 印

下記のとおり学会等にて研究発表を行いますので、交通費の補助をお願いいたします。

記

1. 用務(発表学会講演会名等)

2. 用務先(発表会場等)

3. 用務先場所(所在地)

4. 旅行期間

自	令和	年	月	日	
至	令和	年	月	日	日間

5. 備考

以上

専攻長	指導教員

学会発表等交通費請求書

令和 年 月 日

香川高等専門学校
詫間キャンパス後援会長 殿

電子情報通信工学専攻 年

学生氏名 _____ 印

学校から許可され、学会等にて研究発表しましたので、交通費について下記のとおり請求します。

記

1. 用務(発表学会講演会名等)

2. 題 名

3. 発表年月日

4. 発表場所 (所在地も記入)

5. 請求金額 _____ 円

交通費内訳

() ~ ()	_____ 円
() ~ ()	_____ 円
() ~ ()	_____ 円
() ~ ()	_____ 円

以上

令和5年度 香川高専攻科(電子情報通信工学専攻)行事予定表

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
日	曜	共通	詫問	専攻科詫問	曜	共通	詫問	専攻科詫問	曜	共通	詫問
1 土	香川休業(日本で)			[水曜日授業]	4 木	[水曜日授業]	4 木	前期中間試験	8 土	前期末試験	○ 前期末試験
2 日		火			4 金		4 金	前期中間試験	8 日	前期末試験	○ 前期末試験
3 月		水	灘法記念日			土	灘法終休(未定)	8 日	前期末試験	○ 前期末試験	○ 土 灘法休業(停電及び断水)
4 火	人学式	木	みどりの日			月	高松總休(未定)	8 日	前期末試験	○ 前期末試験	○ 土
5 水	開業・入寮式	金	こどもの日			月	前期中間試験	8 土	前期末試験	○ 前期末試験	○ 土
6 木	始業式・対面式	○ 生徒会役員会議	○ 生徒会役員会議	○ 土		火		8 木	○ 試験返却日	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)
7 金	前期授業開始	1 日				水	火	8 木	○ 試験返却日	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)
8 土		月			4 木		9 土	9 日	○ 試験返却日	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)
9 日		火			5 金		9 土	9 日	○ 試験返却日	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)
10 月	身体計測	1 水			5 土	入試(審査料)	10 月	9 土	9 日	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)
11 火	尿検査	1 木			4 日		11 火	11 火	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
12 水	尿検査	1 金			5 月		9 月	9 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
13 木		1 土				受業参観日	5 火	10 月	10 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)
14 金	新生入宿研修	2 日				受業参観日	5 [木曜日授業]	10 月	10 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)
15 土	新入生合宿研修	2 日				水		10 月	10 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)
16 日		火			5 木		10 月	10 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
17 月		2 水			6 金	試験発表	10 月	10 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
18 火		2 木			6 土		10 月	10 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
19 水		2 金			6 日	学生総会	10 月	10 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
20 木		2 土			6 月		10 月	10 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
21 金		3 日			6 月		10 月	10 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
22 土		火			6 木	行式	11 月	11 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
23 日		7 木			7 金		11 月	11 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
24 月		3 水			7 土	四国高専体育	24 月	11 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
25 火		3 木			7 日	保護者懇親会	25 火	11 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
26 水		3 金			7 月		11 月	11 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
27 木		3 土			火	成績通知	12 月	12 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
28 金	DCON2023	4 日			水		12 月	12 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
29 土	昭和の日	7 月			7 木		12 月	12 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
30 日		火			8 金	四国高専体育大会	12 月	12 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
31 日		水	水道日授業(13日)		8 月	前期中間試験	12 月	12 月	○ 試験返却日	○ 月 入試(編入学)	○ 月 入試(編入学)
専攻科						水道日授業(11日)					専攻科

1,2,..○ 授業・登校日

令和5年度 香川高専攻科(電子情報通信工学専攻)行事予定表

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	曜	共通	詫問	専攻科詫問	曜	共通	詫問	専攻科詫問	曜	共通	詫問
1	日	特別引取 開業		[金曜日授業] 4 金曜日授業】	5 金	後期中間試験	8		木		
2	月	後期授業開始 キャンバス集会	1	キャンバス集会	1 木	電気祭準備	○ 土		金	後期本試験	○ 土
3	火		1	文化の日	1 金	電気祭	○ 日		土		防災
4	水		1	土	1 日	電気祭	○ 月	後期中間試験	3 水		研究会
5	木		1	月	5 水	火	9	5 金	【月曜日授業】 授業開始	11 【月曜日授業】 【月曜日授業】	月
6	金		1	火	6 木	火	9	9 木	【月曜日授業】 【月曜日授業】	12 月	
7	土		2	木	5 金	火	9	9 木	火		
8	日		2	木	6 木	火	9	10 木	8 月成人の日		
9	月	スポーツの日		学生総会	5 土	総合文化祭	5	9 火	12 金	特別研究Ⅱ 論文提出	○ 土
10	火	2	2 金	6 木	6 木	火	10	10 水	12 土	後期末試験	○ 土
11	水	2	2 土	入試(情報社会) データコン本選	月	火	10	11 木	12 土	題記念の日 入試(本科学力)	月
12	木	2	2 日	データコン本選	火	10	10 木	12 金	13 月	振替休日	
13	金	1 金曜日授業】 ○ 特別実験(演習) 1・ 2月 正月休暇(ハート切)	1 月	6 水	6 水	火	11 木	13 土	火	五輪式	火
14	土	プロコン本選		試験発表	7 木	7 木	10	10 木	14 日	振替休業	水
15	日	プロコン本選		火	6 木	火	11 木	15 木	12 木	後期末試験	水
16	火	2	2 木	6 土	6 土	火	16 火	【金曜日授業】 【金曜日授業】	13 金	後期末試験	○ 金
17	水	3	3 金	6 日	7 日	水	17 水		13 土	後期末試験	○ 土
18	木	3	3 土	月	10 木	火	18 木		13 日		日
19	木	3	3 日	火	11 木	火	19 木		13 日	後期末試験	火
20	金	2	1 月 予燃結切	特別研究Ⅰ中間 発表会	1 月	7 水	11 木	20 土	13 土	後期末試験 試験返却日	火
21	土		火	【木曜日授業】 7 木	11 木	火	11 木	21 日	13 土	後期末試験 試験返却日	木
22	日	ロボコン四国地 区大会		水	7 木	火	12 木	22 月	13 木	後期末試験 試験返却日	木
23	月	3	3 木	勤労感謝の日	8 日	冬季休業 開業	23 火	13 木	14 土	成績通知	木
24	火	4	4 金	月成績通知	7	火	24 水	14 土	14 土	成績通知	土
25	水	4	4 土	入試(専攻科社 会)選抜試験	8 日	火	25 木	14 土	14 土	成績通知	日
26	木	4	4 日	ロボコン全国大 会	8 日	火	26 金	14 土	14 土	成績通知	日
27	金	3	特別研究Ⅰ中間 発表会	4 月 補講日	○ 【月曜日授業】 8 水	火	27 土	14 土	14 土	成績通知	火
28	土			後期中間試験	8 木	木	28 日	14 土	14 土	成績通知	木
29	日			後期中間試験	8 木	火	29 月	14 土	14 土	成績通知	木
30	月	4	4 土	後期中間試験	8 土	火	30 火	14 土	14 土	成績通知	土
31	火	5	5 日	金曜日授業(13日) 専攻科のみ	5 日	木	31 水	15 土	15 土	成績通知	日
				金曜日授業(6日) 木曜日授業(6日) 火曜日授業(11日) 専攻科のみ							専攻科

